

# 青森市雪対策基本計画

令和6年10月  
青森市



## < 目 次 >

序章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景・目的.....	2
2 計画の対象区域.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 SDGs への取組について.....	6
5 計画期間.....	6
第1章 計画の基本方向及び基本理念.....	7
1.1 本市の現状と課題.....	8
1.2 雪対策の基本方向.....	53
1.3 雪対策の基本理念.....	54
第2章 地域安全克雪方針.....	55
2.1 方針策定の背景・目的.....	56
2.2 方針の方向性.....	56
第3章 実現化方策.....	63
3.1 戦略目標1：冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保.....	64
3.2 戦略目標2：冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進.....	66
3.3 戦略目標3：安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進.....	71
3.4 戦略目標4：冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保.....	77
3.5 戦略目標5：地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成.....	80
参考資料.....	83
1 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例.....	84
2 令和4年度アンケート調査概要.....	86
3 流・融雪溝整備状況図.....	94
4 除雪作業安全対策テキスト.....	99



< 章 目 次 >

1 計画策定の背景・目的 .....	2
2 計画の対象区域 .....	3
3 計画の位置付け .....	4
4 SDGs への取組について .....	6
5 計画期間 .....	6

## 1 計画策定の背景・目的

本市は、青森県のほぼ中央に位置し、平成 17 年 4 月に旧青森市と旧浪岡町の新設合併により誕生した中核市で、北は陸奥湾に面し、東部と南部は奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野に連なるなど、雄大な自然環境に恵まれています。

旧青森市は、江戸時代以来、港を中心に都市が形成されてきており、昭和 20 年の青森大空襲により市街地の大半が焦土と化したものの、戦災復興土地区画整理事業により、現在の青森駅周辺の市街地が整備され、県庁所在地として、行政・業務・商業・文化等高次な都市機能が集積し、本州と北海道を結ぶ物流の拠点として、また、旧浪岡町については、羽州街道を中心とした交通の要衝として、それぞれ発展してきました。

本市は、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、都道府県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されていることなどから、雪処理に対する市民の関心が高く、冬期積雪期の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。

また、本市の雪対策においては、人口減少・少子高齢化の進展、温暖化による少雪や短時間での大量降雪などの気候変動への対応、豪雪災害や震災などの各種災害への対応、ライフスタイルの変化による多様な市民ニーズへの対応などが求められており、持続可能な雪対策の促進が大きな課題となっています。

一方で、国においては、民地の除排雪作業中の死傷事故の防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者と、地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定めるものである「地域安全克雪方針」に係る制度を創設しました。

このような中、本市では令和 3 年に「青森市雪対策基本計画」を策定し、雪対策に取り組んできましたが、この度の計画期間の満了に伴い、本市の雪対策の基本である「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」（平成 17 年青森市条例第 144 号）（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえつつ、効果的かつ効率的な雪対策を実施するため、計画内容の改訂及び地域安全克雪方針の策定を行うものです。

## 2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

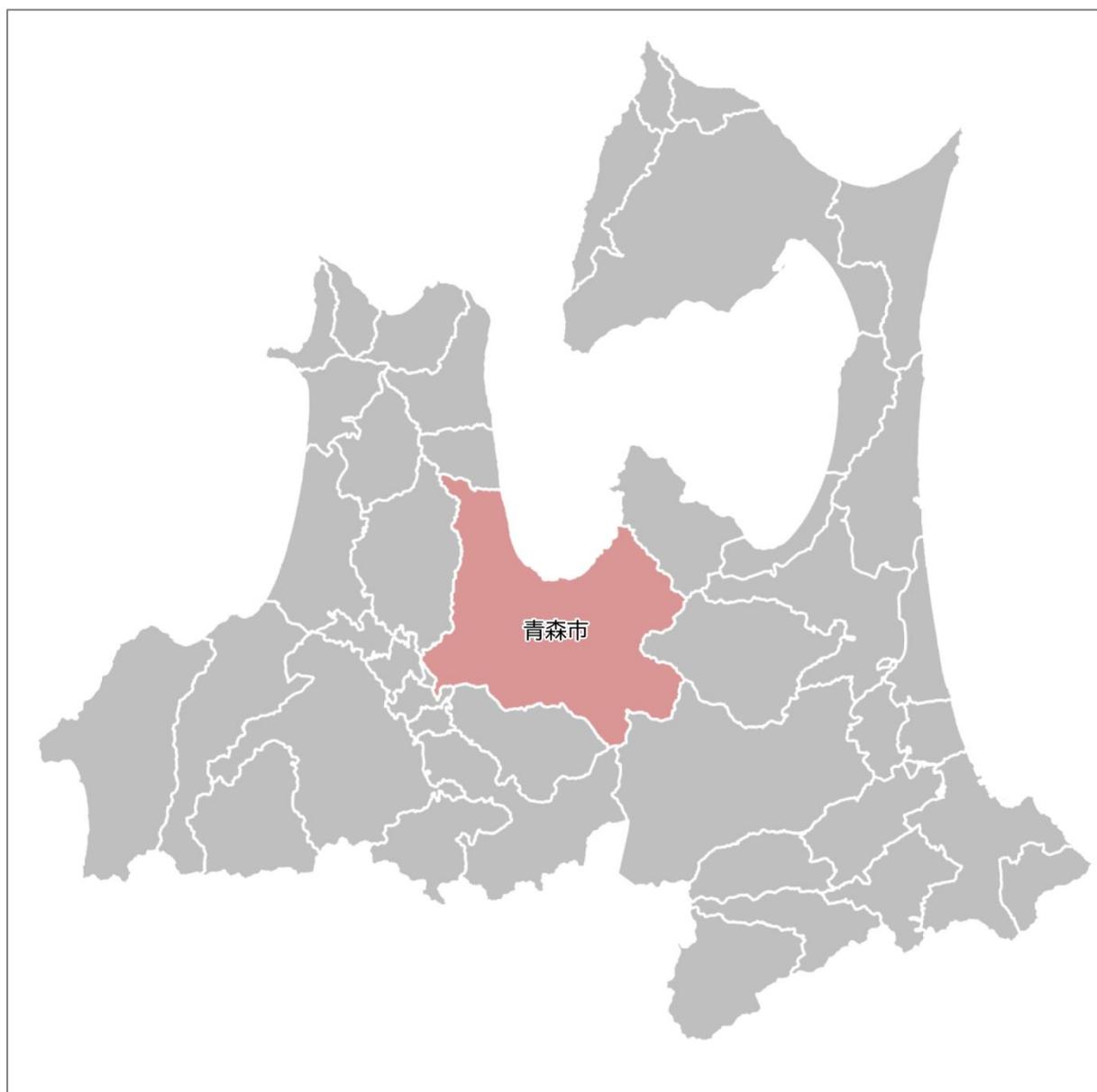


図 1 計画の対象区域

### 3 計画の位置付け

本計画は、条例第2条の規定により策定が定められている雪処理に関する基本的な計画です。

【参考：青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（抄）】

(市の責務)  
第2条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。  
2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項  
二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項  
三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項  
四 その他雪処理に関し必要な事項

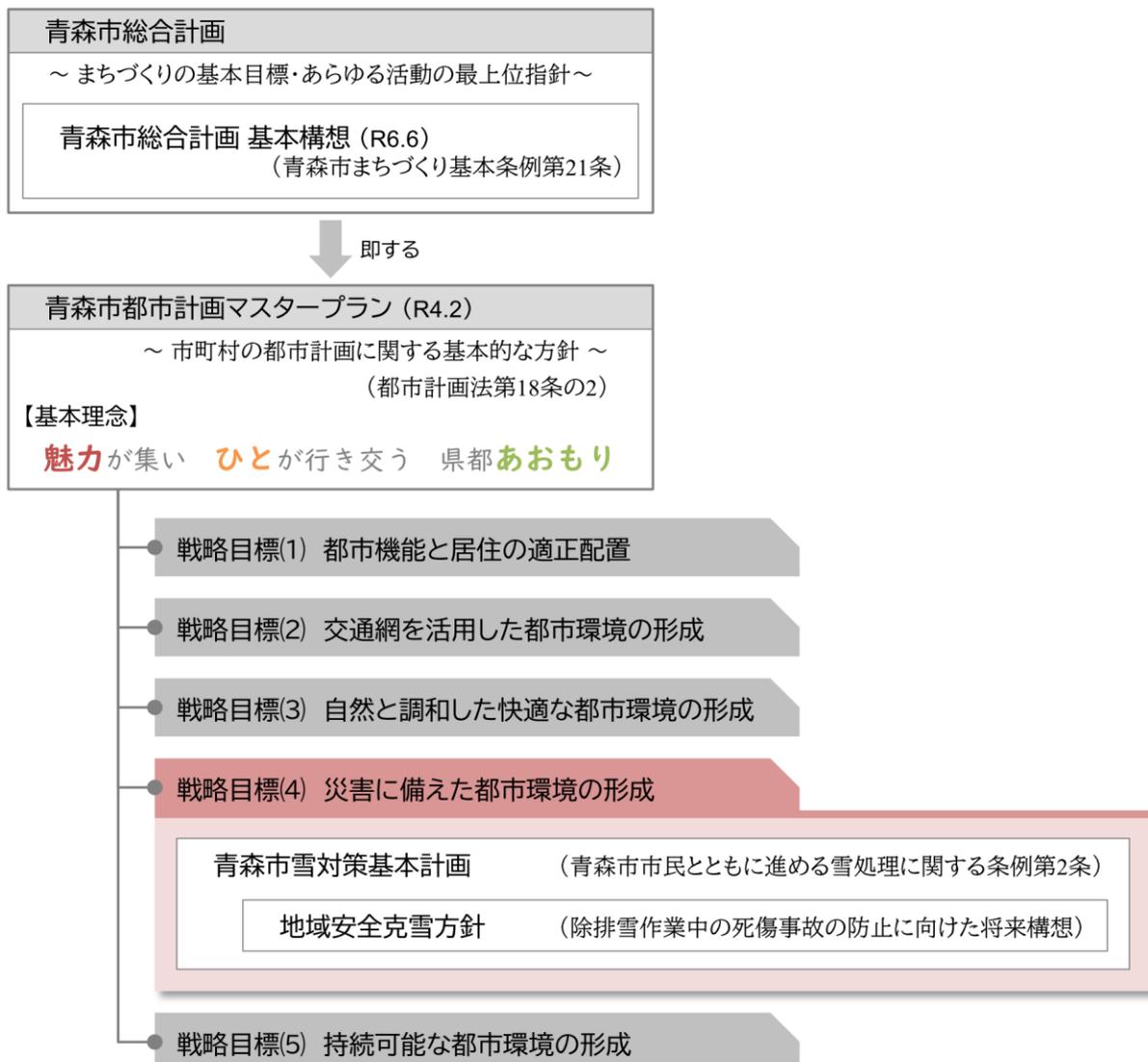


図 2 計画の位置付け



図 3 青森市総合計画前期基本計画との関連図

#### 4 SDGs への取組について

SDGs とは、2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、2030 年（令和 12 年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものであり、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって 17 の開発目標が設定されています。

青森市総合計画基本構想では、「SDGs の 17 のゴールが各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開します。」とされています。

また、条例第 1 条では、「互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ること」をその目的としており、SDGs の目標は条例及び本計画の目的と関わりが深いものとなっていることから、本計画の実施に当たっては、SDGs の理念を踏まえながら取組を進めていくこととします。



図 4 SDGs ロゴ

【参考：青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（抄）】

（目的）

第 1 条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

#### 5 計画期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年とします。

< 章 目 次 >

1.1 本市の現状と課題.....	8
1.1.1 気候.....	8
1.1.2 人口.....	10
1.1.3 世帯.....	16
1.1.4 要介護等認定者数.....	18
1.1.5 雪対策.....	20
1.1.6 雪処理に関する支援制度等.....	34
1.1.7 民地内除雪の状況.....	46
1.1.8 観光入込客数.....	50
1.1.9 雪対策の現状と課題の整理.....	52
1.2 雪対策の基本方向.....	53
1.3 雪対策の基本理念.....	54

## 1.1 本市の現状と課題

### 1.1.1 気候

#### (1) 累積降雪量

本市の累積降雪量の当該年度における過去30年平均は、平成6年度は798cmでしたが、令和5年度には622cmに減少しています。

また、累積降雪量が1,000cmを超えた回数について、平成6～15年度では2回、平成16～25年度では1回でしたが、平成26～令和5年度では0回となっています。

(単位：cm)

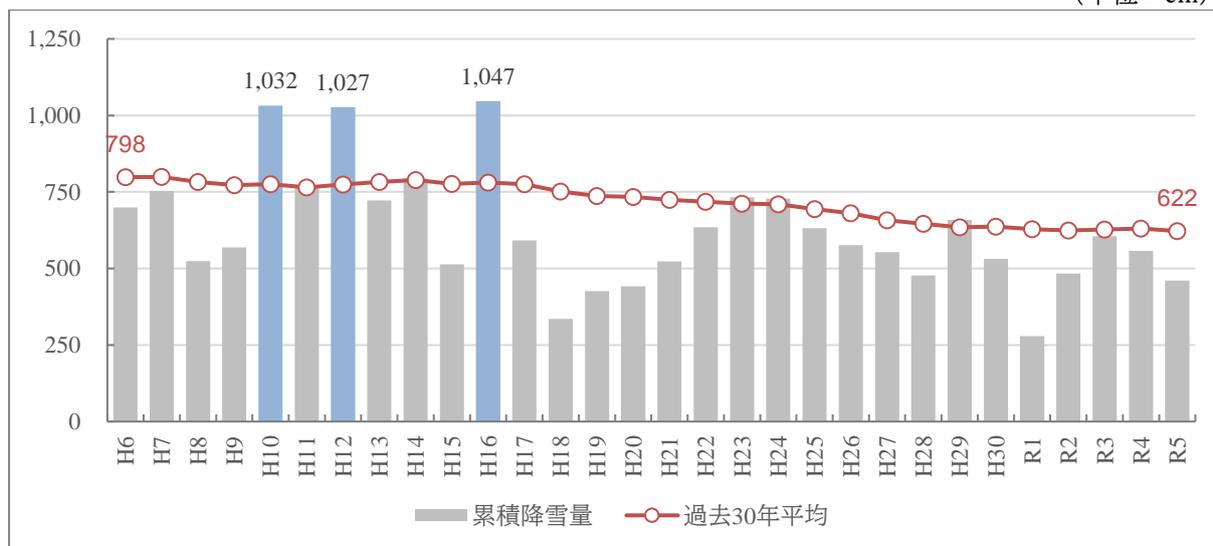


図 5 累積降雪量の推移

※ 上図は気象庁資料を基に年度ごとに集計して作成

#### (2) 最大積雪深

各年度の最大積雪深と当該年度における過去30年平均を比較すると、各年度の最大積雪深が過去30年平均を上回ったのは、平成6～15年度では4回でしたが、平成16～25年度及び平成26～令和5年度では5回となっています。

(単位：cm)

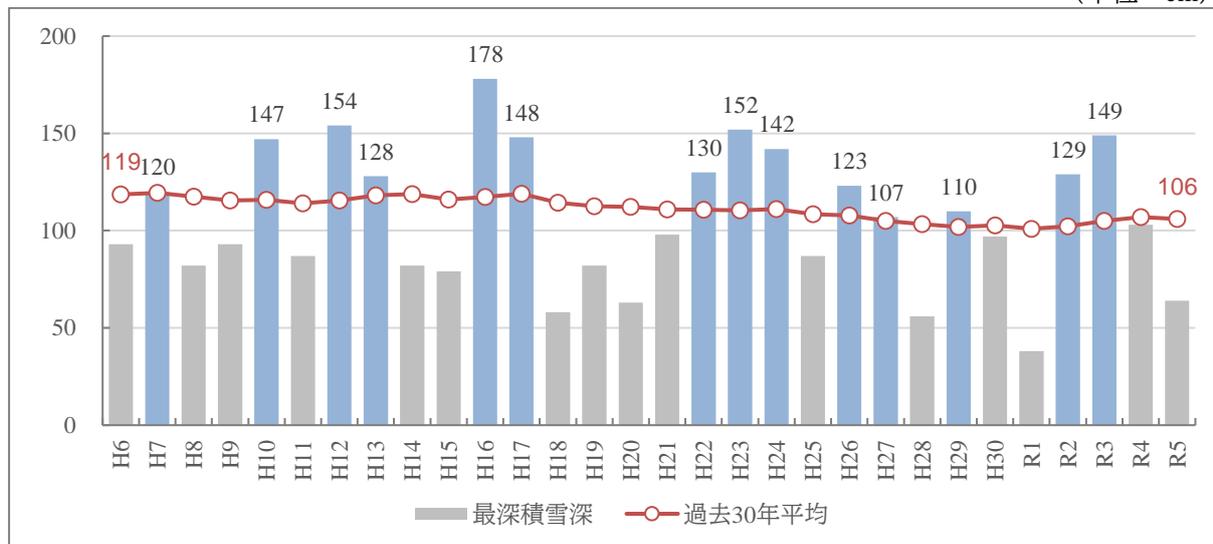


図 6 最大積雪深の推移

※ 上図は気象庁資料を基に年度ごとに集計して作成

(3) 累積降雪量と最大積雪深との関係

平成6～令和5年度における累積降雪量は、少雪及び豪雪の年を除くと、概ね400～800cm（平年値：567cm）の範囲に分布しています。

また、平成26～令和5年度における最大積雪深が、これ以前の20年間と比較して高い傾向にあります。

このことから、1シーズンの降雪量については大きな変化がないものの、比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化していると見込まれます。

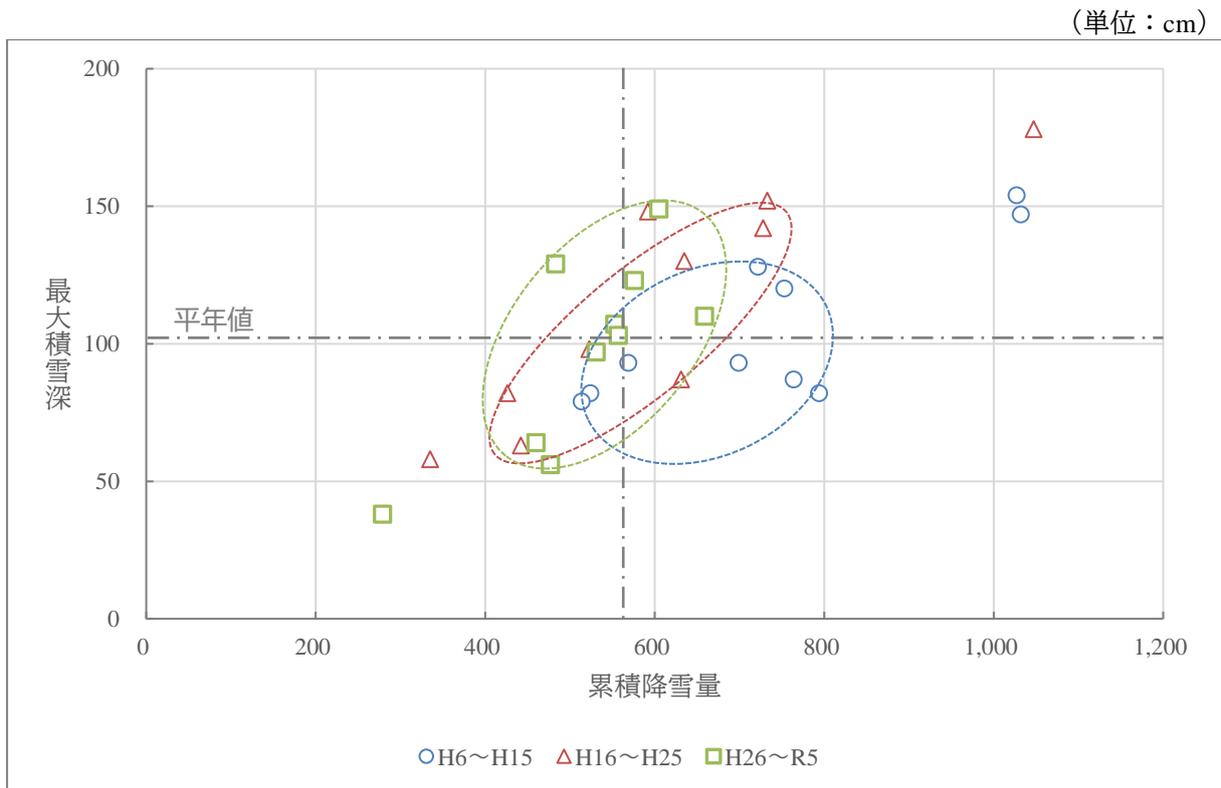


図7 累積降雪量と最大積雪深との関係

※ 上図は気象庁資料を基に年度ごとに集計して作成

## 1.1.2 人口

### (1) 総人口の推移

本市総人口は、平成12年は319千人でしたが、これ以降減少傾向にあり、令和2年は275千人、令和32年には174千人となる見込みです。

年少人口（0～14歳）割合は、平成7年は16.8%でしたが、これ以降減少傾向にあり、令和2年は10.6%、令和32年には7.3%となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）割合は、平成7年は69.1%でしたが、これ以降減少傾向にあり、令和2年は57.5%、令和32年には45.0%となる見込みです。

老年人口（65歳以上）割合は、平成7年は14.2%でしたが、これ以降増加傾向にあり、令和2年は32.0%、令和32年には47.7%となる見込みです。

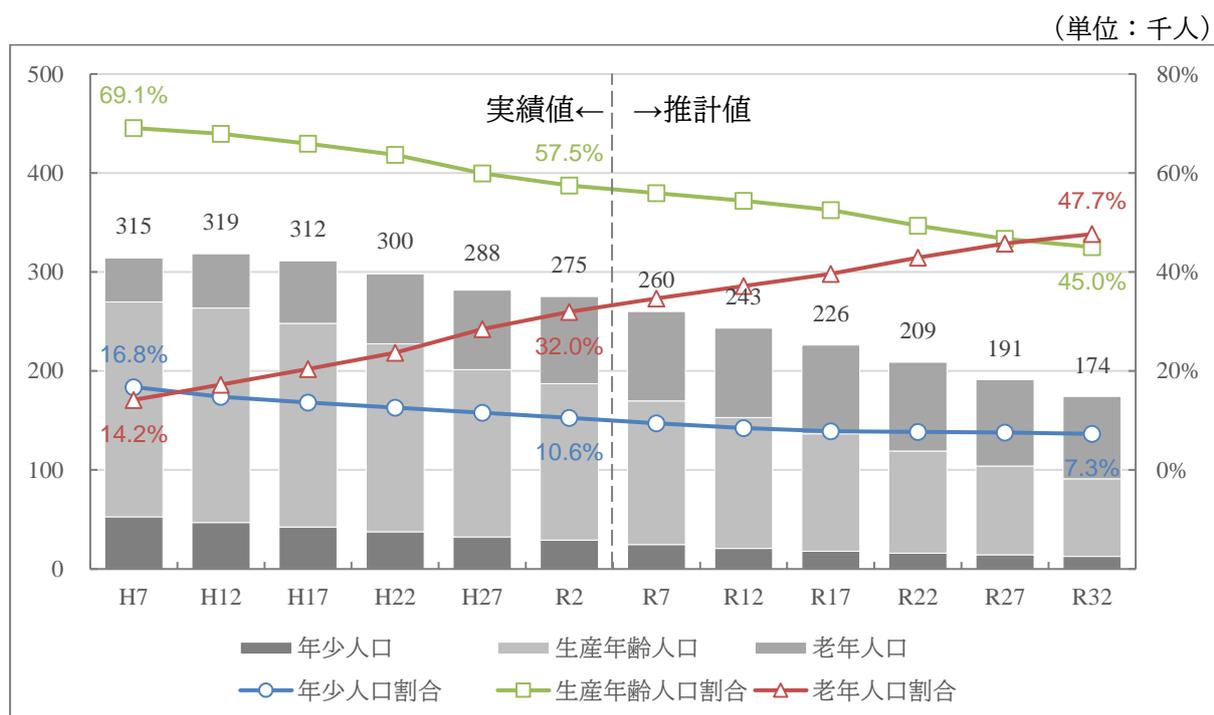


図8 総人口・年齢3区分別の推移（実績）と将来推計

※ 上図は、令和2年以前は総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に作成

(2) 人口の分布

本市総人口は、令和2年から令和27年にかけて約31%減少する見込みです。

令和2年では、青森駅周辺及び鉄道（在来線）沿線周辺の人口密度が高くなっており、令和27年も同様の傾向で推移する見込みです。

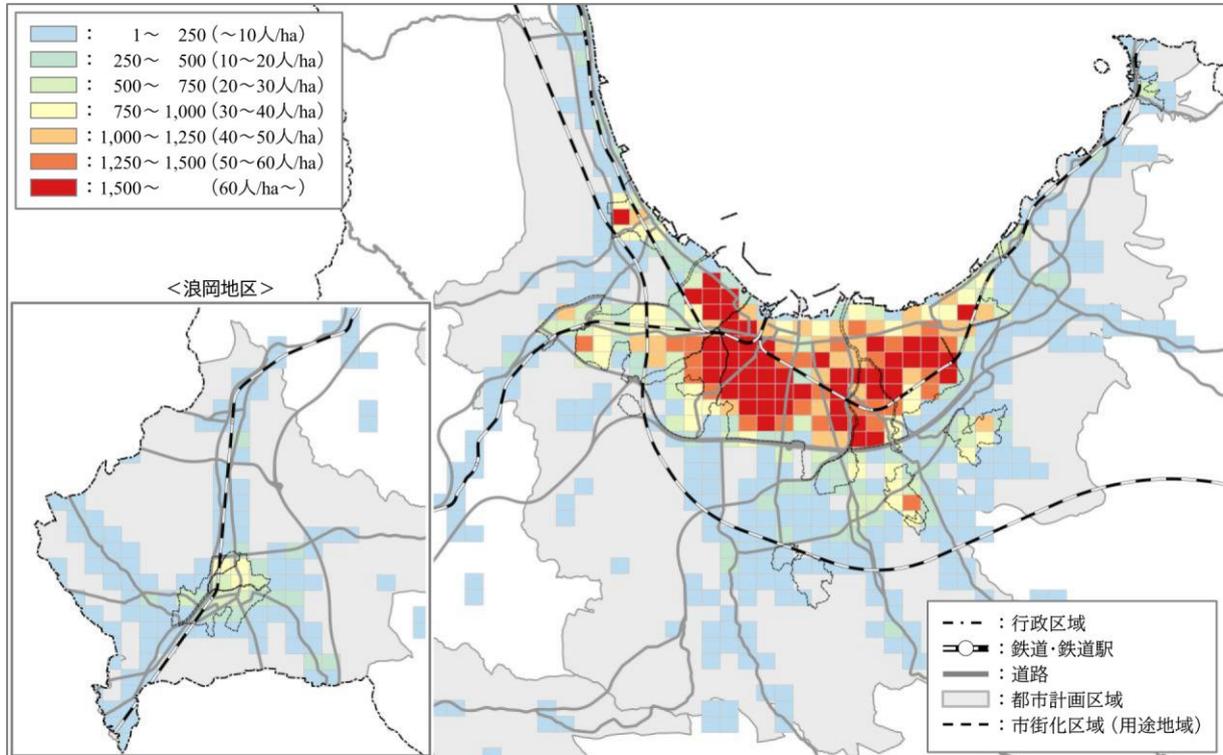


図9 500mメッシュごとの総人口分布（令和2年）

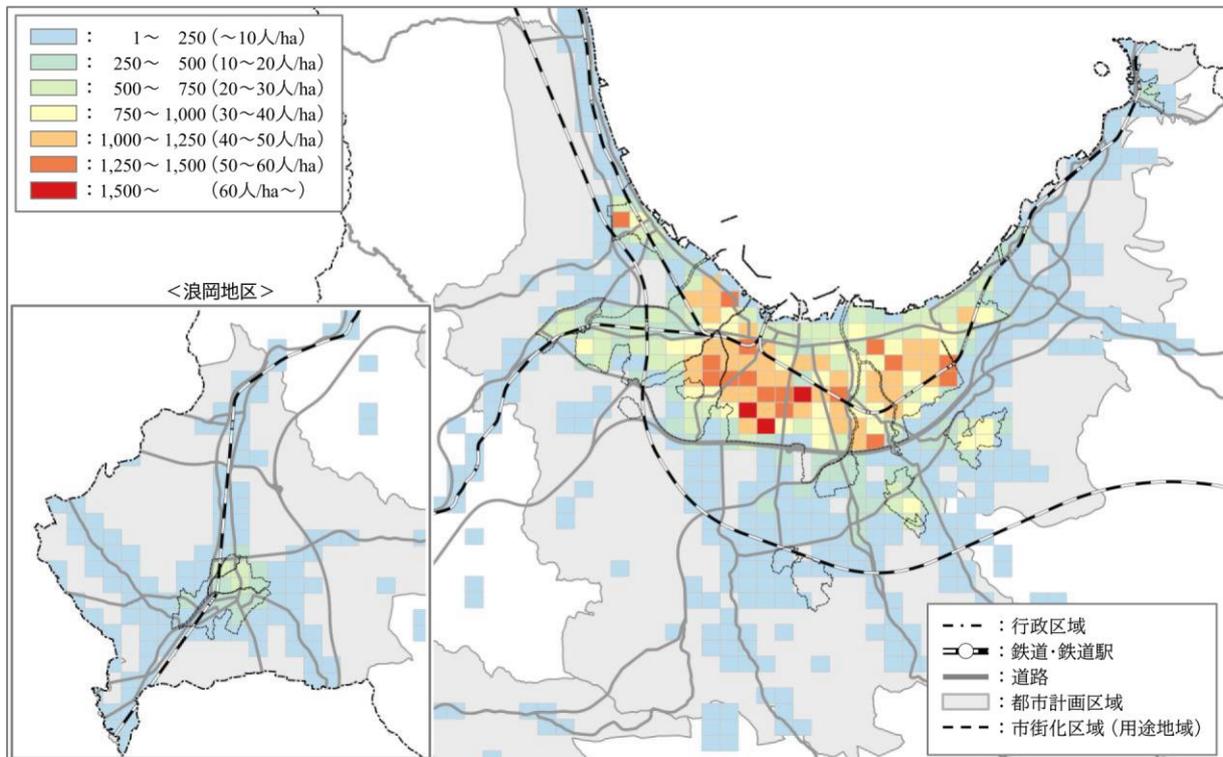


図10 500mメッシュごとの総人口分布（令和27年）

※ 上図は総務省「国勢調査」、国土交通省「国土数値情報」を基に作成

### (3) 生産年齢人口（15～64歳人口）割合

本市の生産年齢人口（15～64歳人口）は減少傾向で推移し、令和2年の57.5%から、令和32年には45.0%にまで減少する見込みです。

(単位：千人)

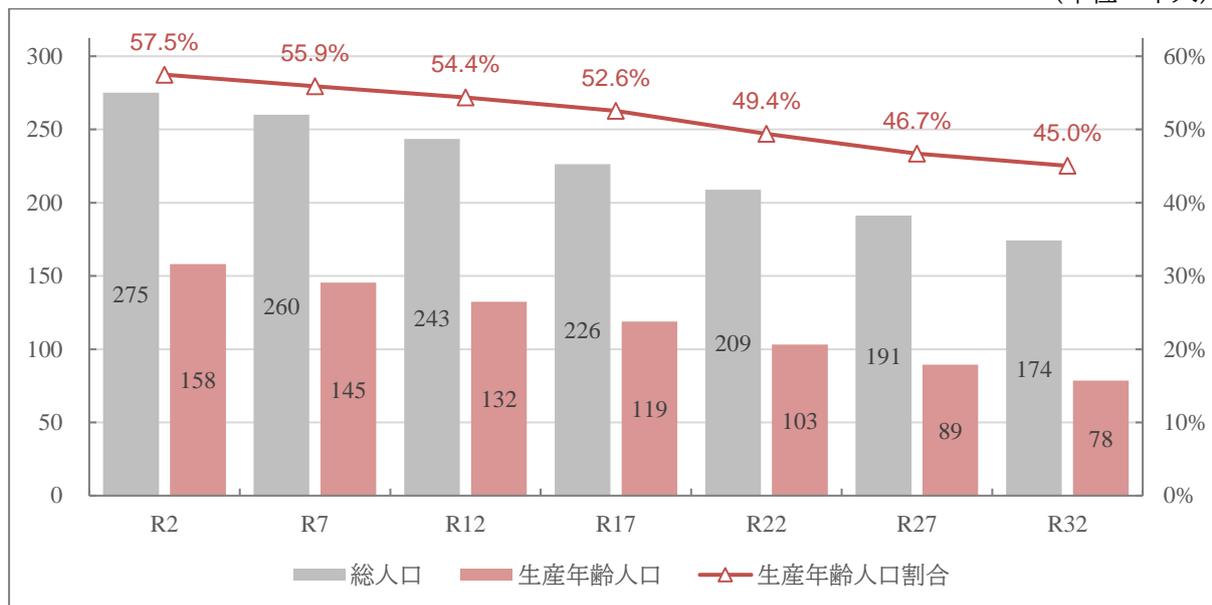


図 11 生産年齢人口割合の推移

※ 上図は総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に作成

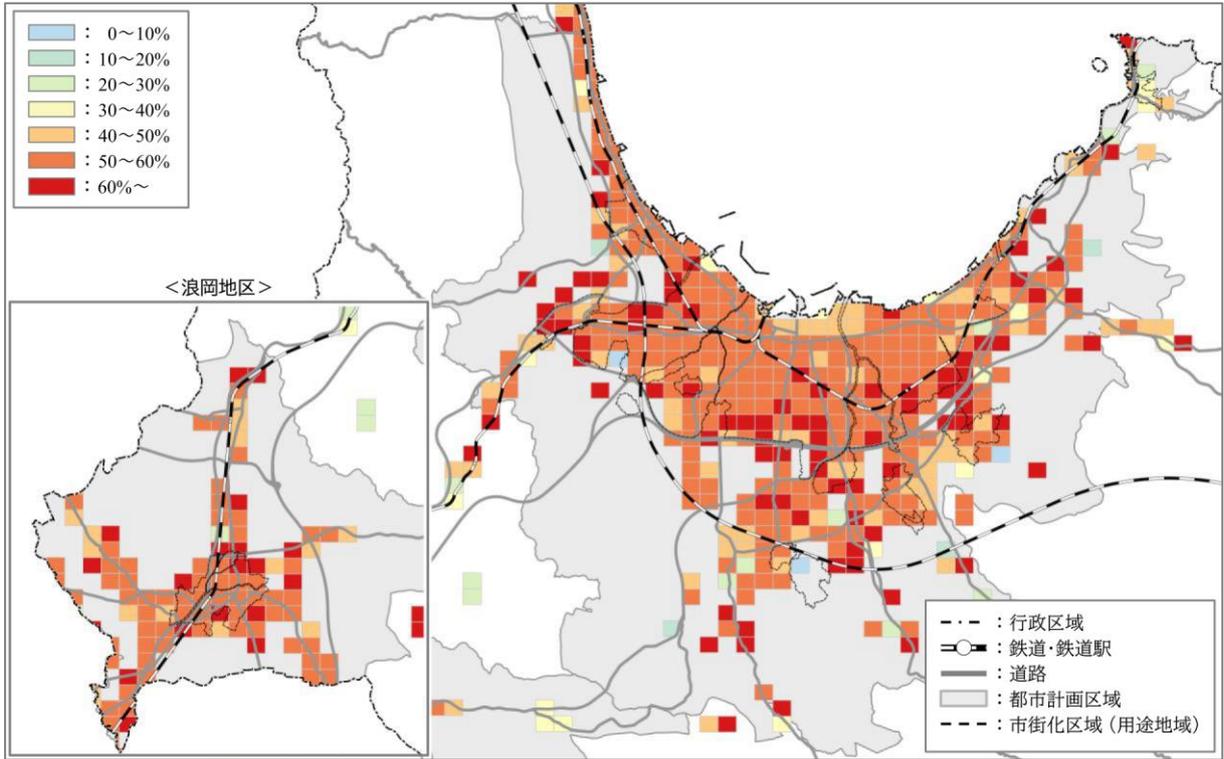


図 12 500m メッシュごとの生産年齢人口割合（令和2年）

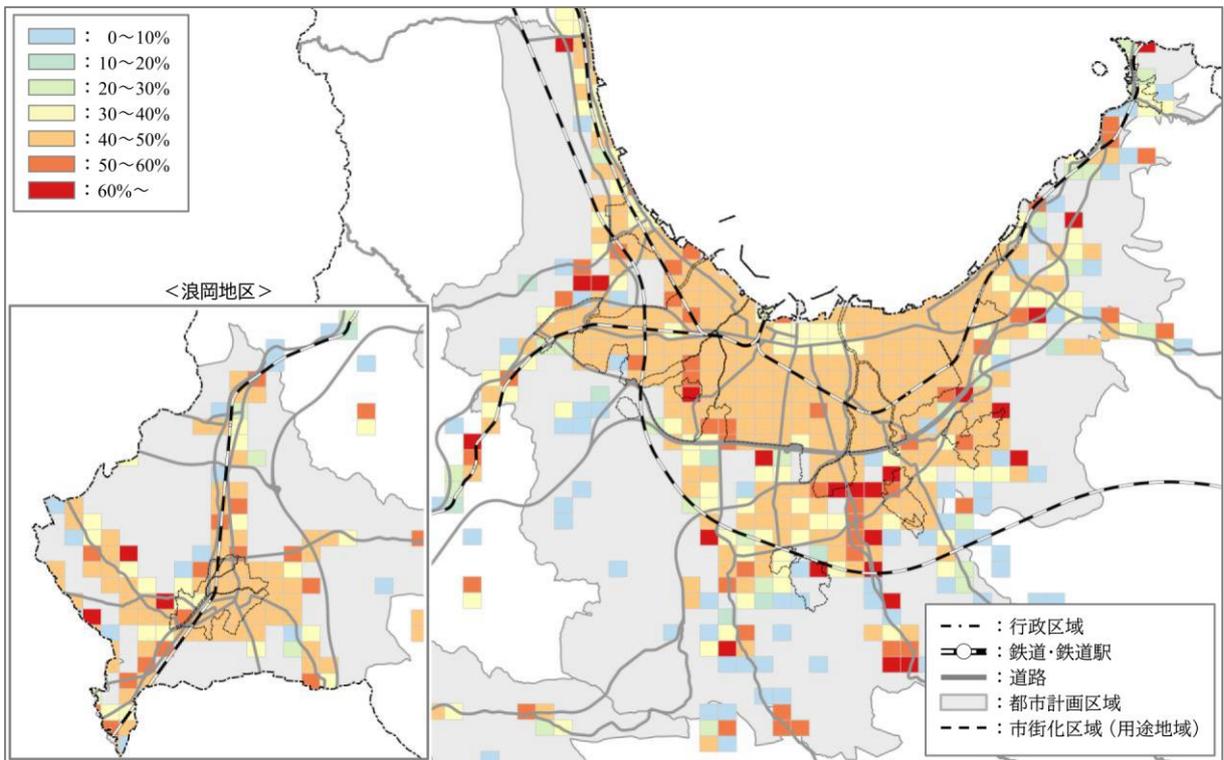


図 13 500m メッシュごとの生産年齢人口割合（令和27年）

※ 上図は総務省「国勢調査」、国土交通省「国土数値情報」を基に作成

#### (4) 高齢化率

本市の高齢化率は増加傾向で推移し、令和32年には、本市人口の概ね2人に1人が65歳以上の高齢者になる見込みです。

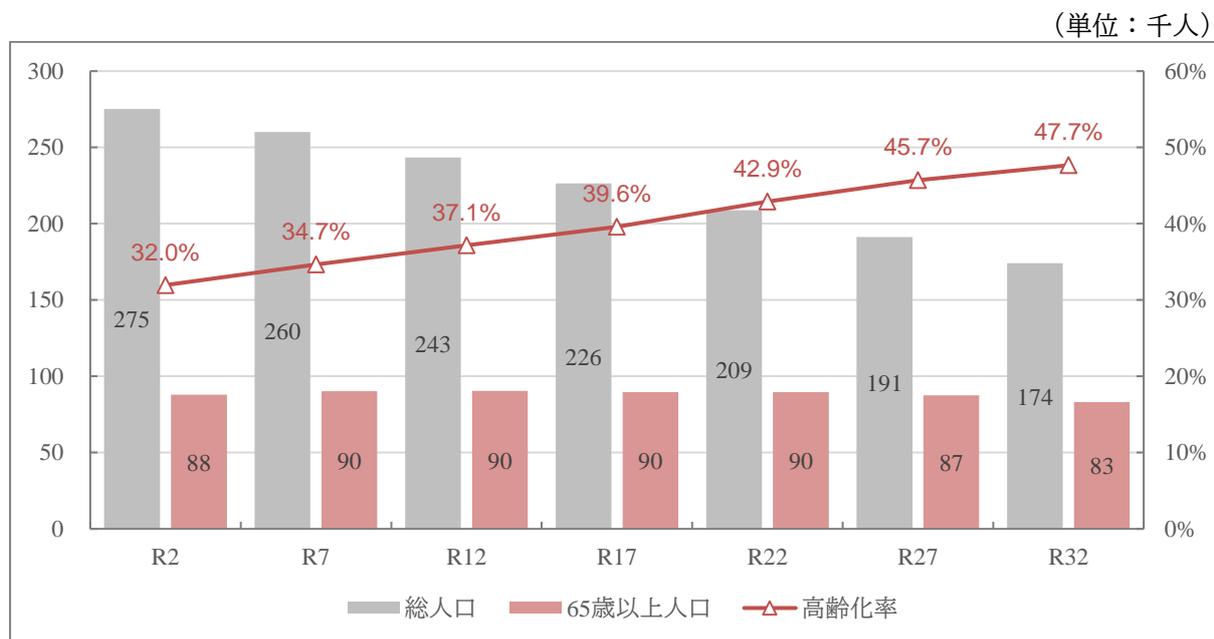


図 14 高齢化率の推移

※ 上図は総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を基に作成

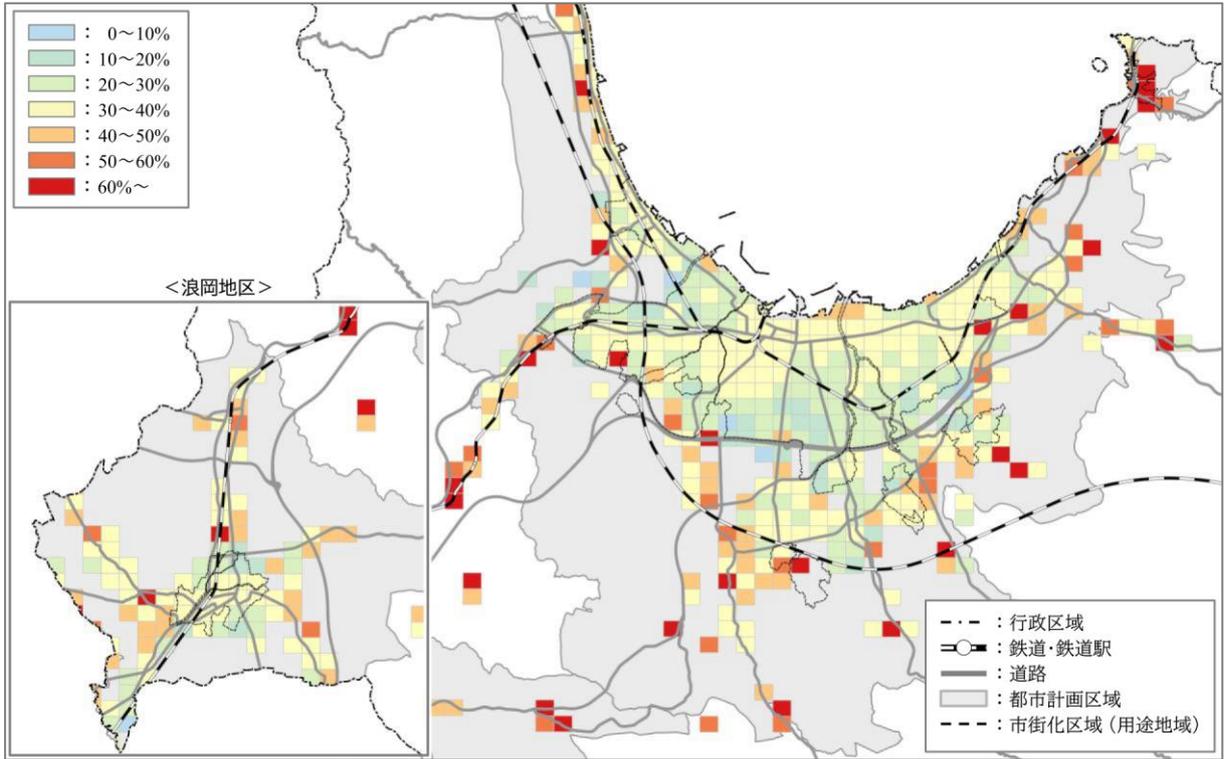


図 15 500m メッシュごとの高齢化率（令和 2 年）

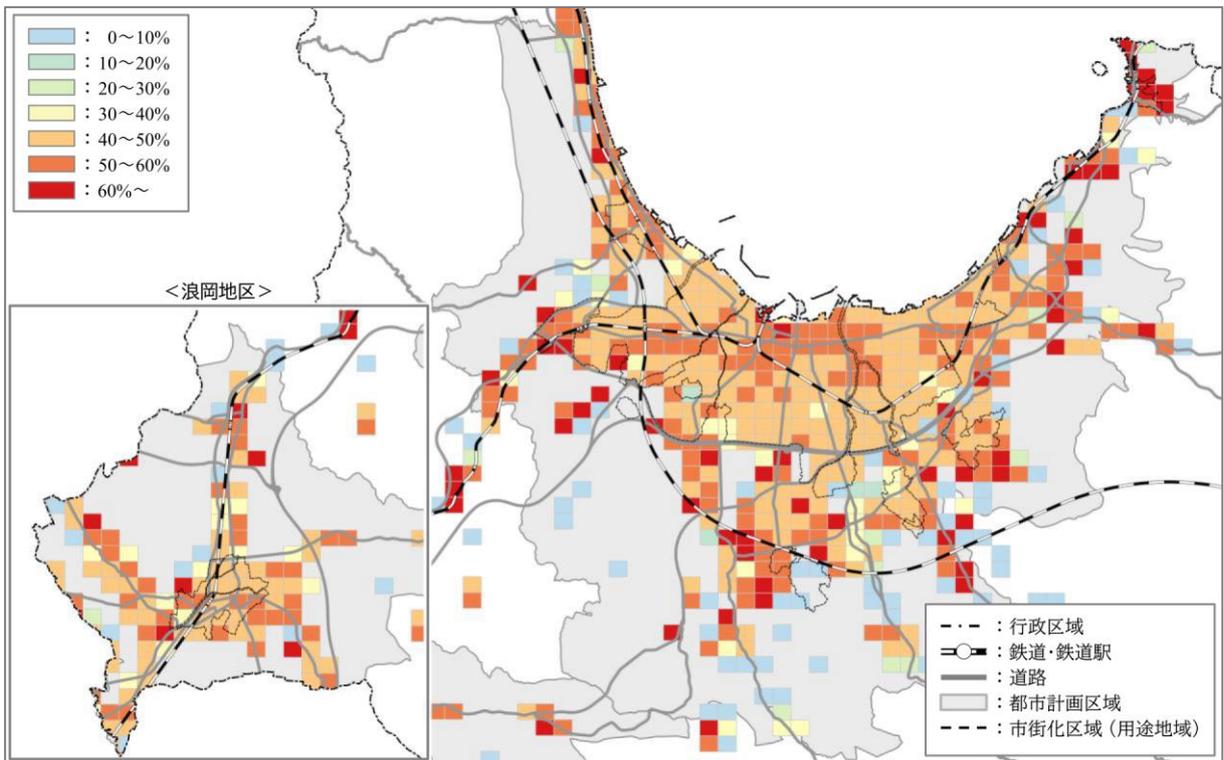


図 16 500m メッシュごとの高齢化率（令和 27 年）

※ 上図は総務省「国勢調査」、国土交通省「国土数値情報」を基に作成

### 1.1.3 世帯

#### (1) 総世帯数

本市の総世帯数は、平成 12 年以降概ね横ばいで推移しており、令和 2 年は 118,483 世帯です。

一方で、1 世帯当たりの世帯人員（平均世帯人員）は、平成 7 年以降減少傾向で推移しており、令和 2 年では 1 世帯当たり 2.3 人です。

(単位：世帯、人/世帯)

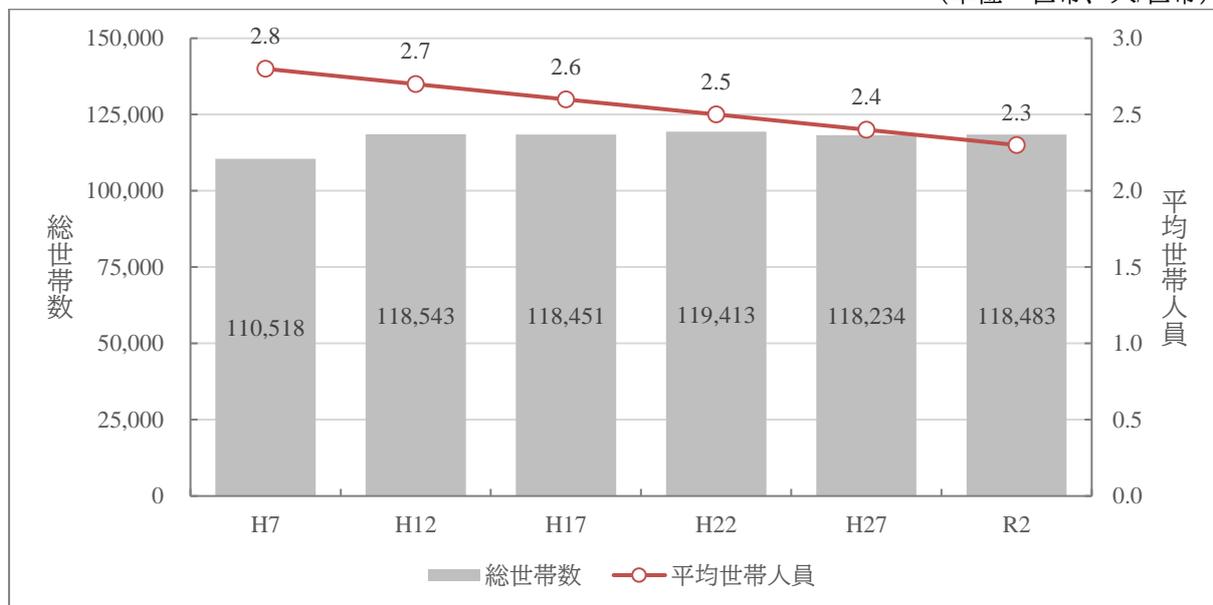


図 17 総世帯数と平均世帯人員の推移

※ 上図は総務省「国勢調査」を基に作成

(2) 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数

本市の高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数は年々増加しており、令和2年では27,730世帯で、総世帯数の23.4%を占めています。

また、高齢単身世帯については、古くからの市街地（昭和45年DID区域）や市街化区域周辺（縁端部）の集落において多く分布する傾向にあります。

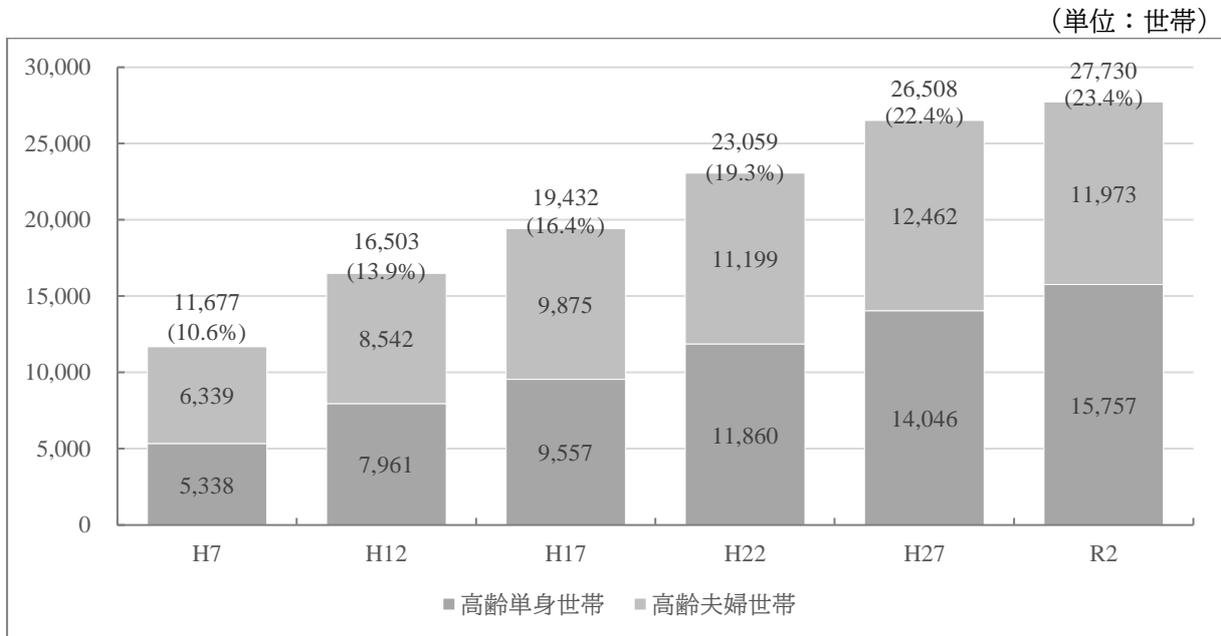


図 18 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移

( ) 内は、総世帯に占める高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の割合

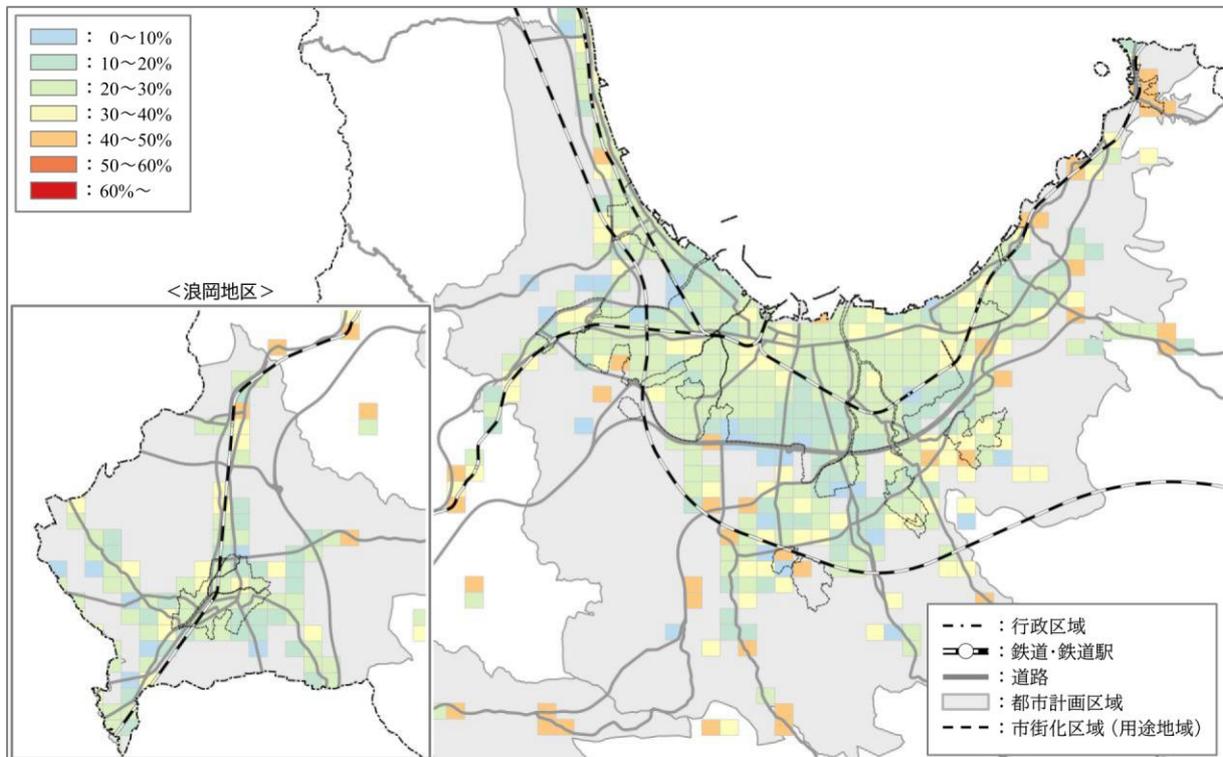


図 19 500m メッシュごとの高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の分布（令和2年）

※ 上図は総務省「国勢調査」を基に作成

### 1.1.4 要介護等認定者数

#### (1) 現状の推移

本市の要介護等認定者数は、平成30年度では16,876人、令和5年度では17,668人となっており、高齢化の進展に伴い増加傾向で推移しています。

なお、要介護等認定者数のうち全体の概ね8割を要介護が、残りの2割程度を要支援が占めており、この傾向について年度間において大きな違いはありません。

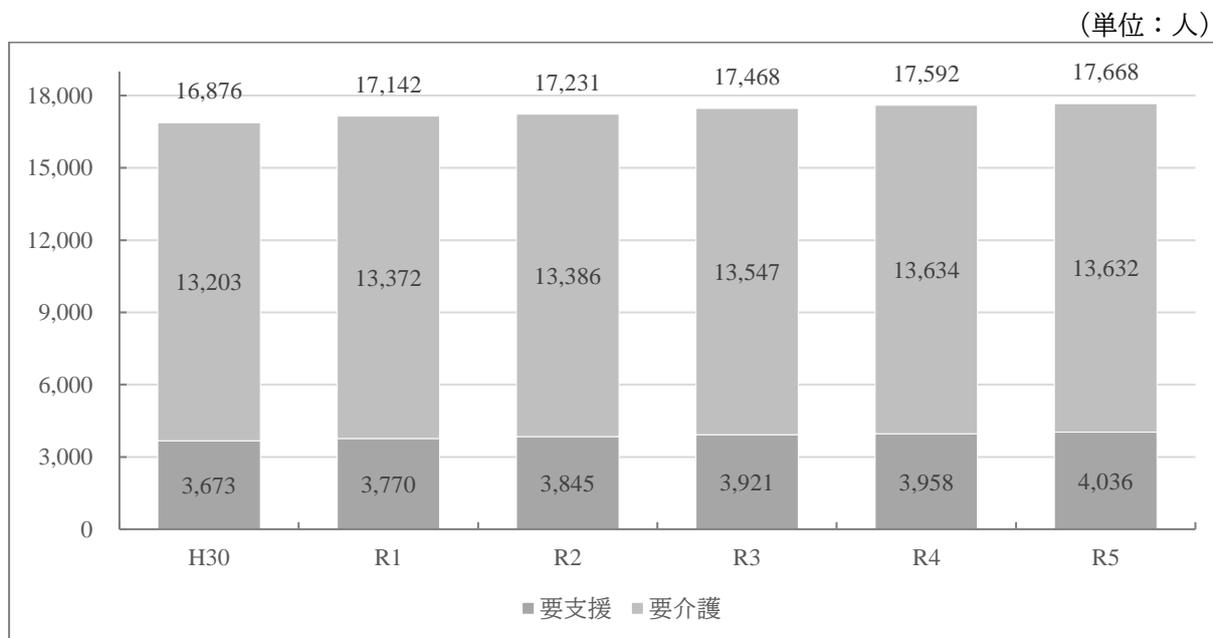


図 20 要介護等認定者数の推移

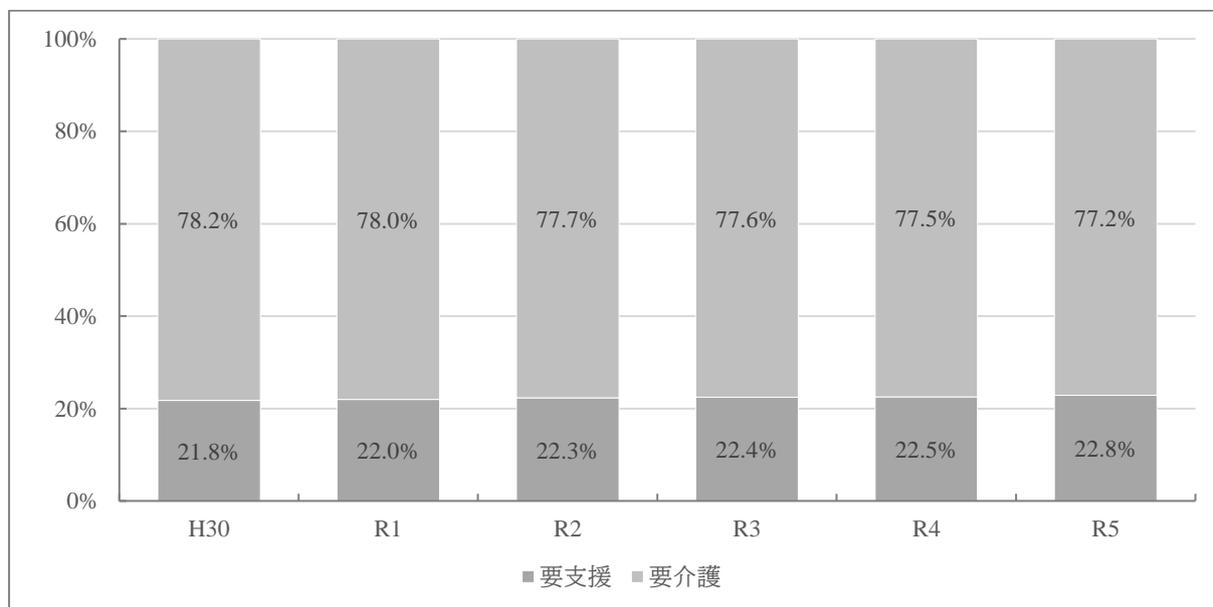


図 21 要介護等認定者数の構成比

※ 上図は青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第9期計画を基に作成

(2) 将来推計

本市の要介護等認定者数の将来推計によると、令和5年度に17,668人であった要介護等認定者数は、高齢化の進展に伴い、令和12年度には19,432人に、令和22年度には21,488人と増加傾向が続く見込みです。

なお、要介護と要支援の構成比については、概ね横ばい傾向で推移する見込みです。

(単位：人)

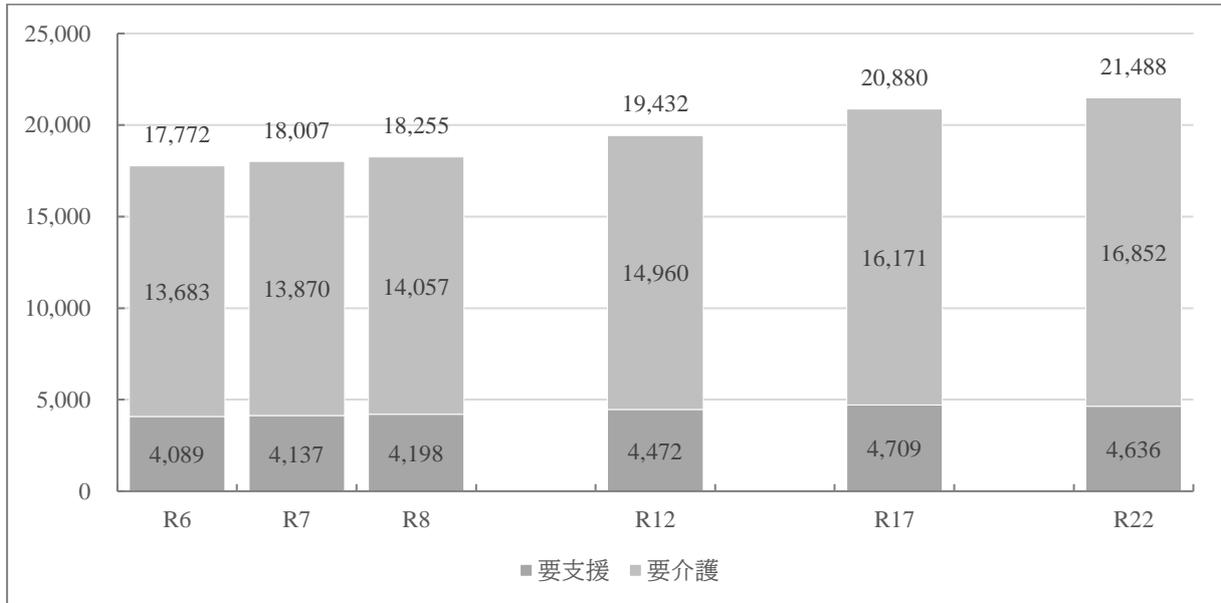


図 22 要介護等認定者数の将来推計

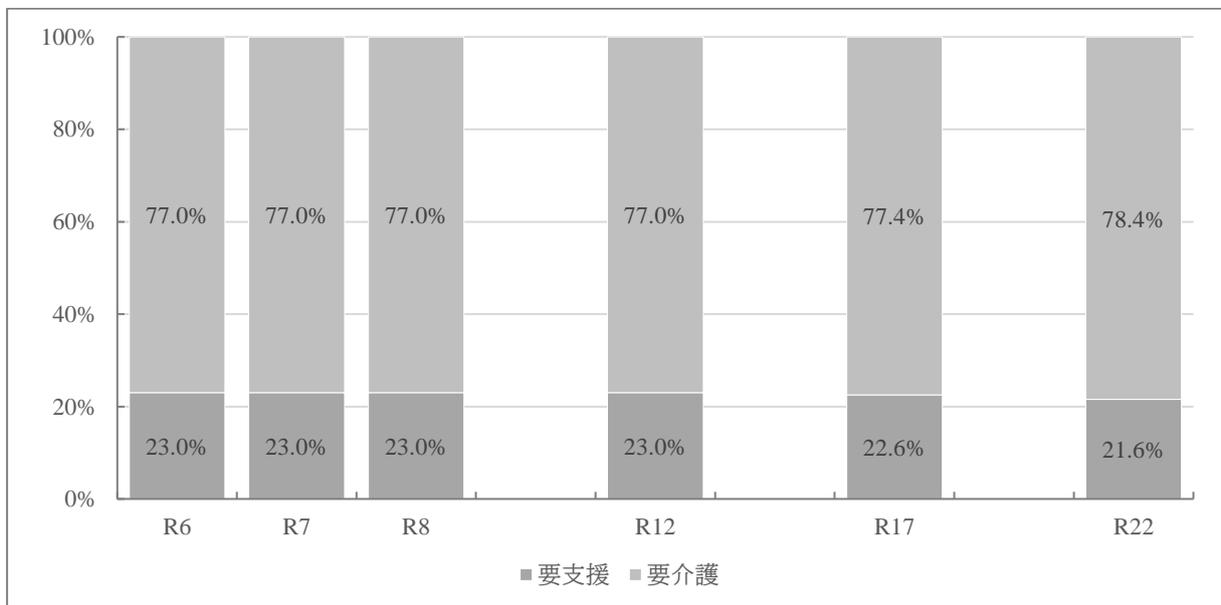


図 23 要介護等認定者数の将来推計構成比

※ 上図は青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第9期計画を基に作成

### 1.1.5 雪対策

#### (1) 特別豪雪地帯への指定

本市は、都道府県庁所在地では唯一、行政区域全域が豪雪地帯対策特別措置法に定める「特別豪雪地帯」に指定されており、人口 30 万人規模の都市としては世界でも有数の多雪都市です。特に、平成 17 年（2005 年）においては、累計降雪量が 10m を超え（1,043cm）、最大積雪深は青森地方気象台観測史上第 4 位の 178cm という豪雪を記録するなど、度々豪雪に見舞われてきました。

冬期積雪期においては、車道幅員の減少による交通渋滞や雪の重みによる家屋の倒壊など、市民生活に大きな影響を及ぼしているため、克雪対策の推進を市政の重要課題と位置づけ、これまでも積極的な施策を展開してきました。



図 24 冬期積雪期の著しい交通障害



図 25 雪の重みで倒壊した家屋

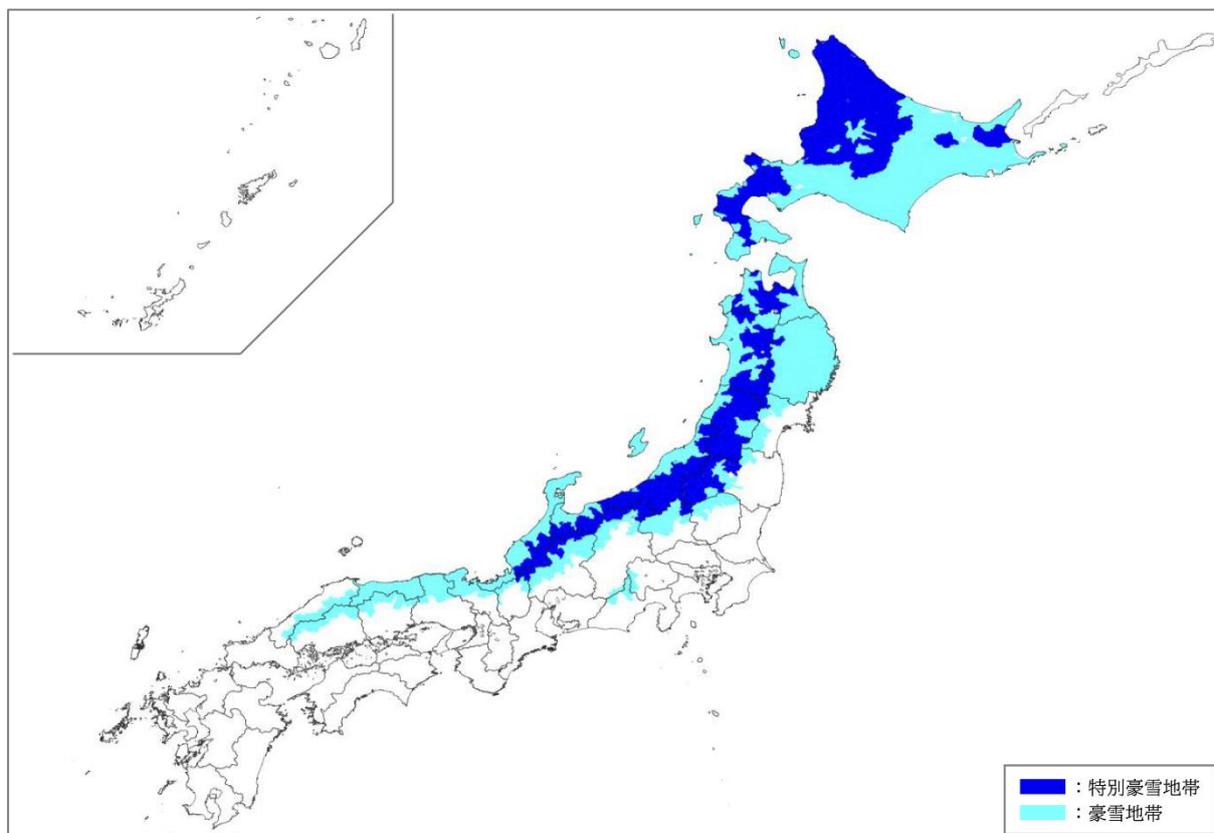


図 26 特別豪雪地帯及び豪雪地帯指定図

※ 上図は国土交通省「国土数値情報」を基に作成

(2) 除排雪経費と延長

本市の令和4年度の除排雪実施延長は1,500kmを超え、本市から広島県尾道市に至る国道延長に相当する距離となっています。

除排雪経費については、年度間の増減があるものの、令和4年度における過去10年平均額は36.8億円となっており、平成25年度の24.4億円と比較して約1.5倍の増加となっています。

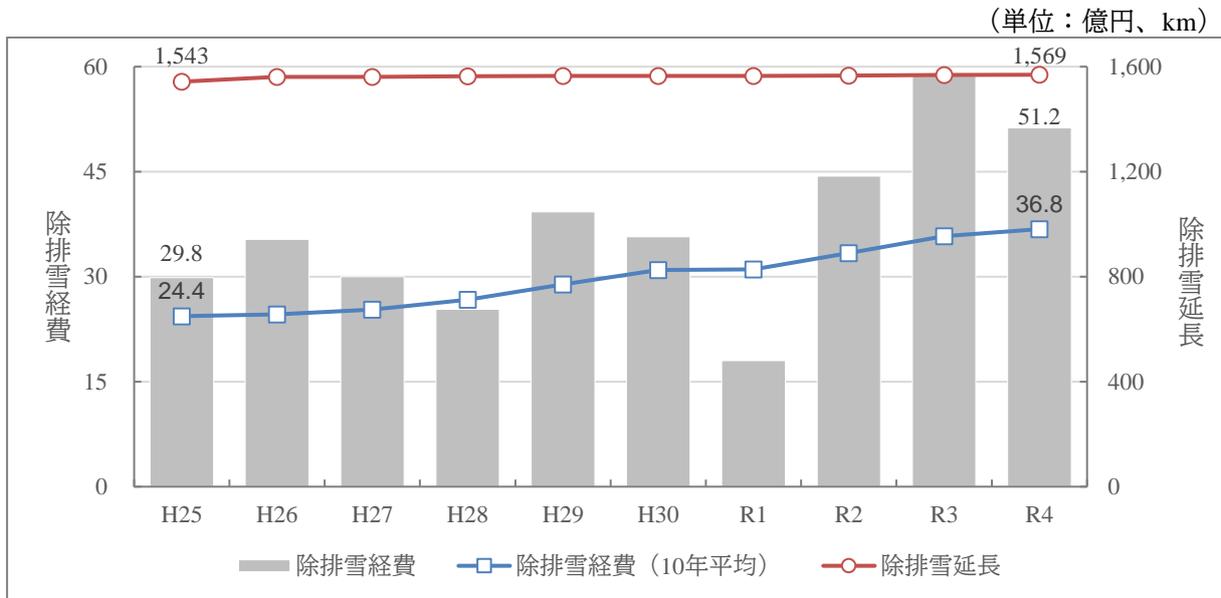


図 27 除排雪経費と延長の推移

※ 上図は青森市除排雪事業実施計画を基に作成



図 28 除排雪延長と国道延長

### (3) 除排雪事業者（重機オペレーター）の人数・年齢構成

#### 【人数】

本市が実施する除排雪事業に従事する重機オペレーターの人数について、平成26年度以降は年度間のばらつきが見られるものの、概ね900人で推移しています。

(単位：人)

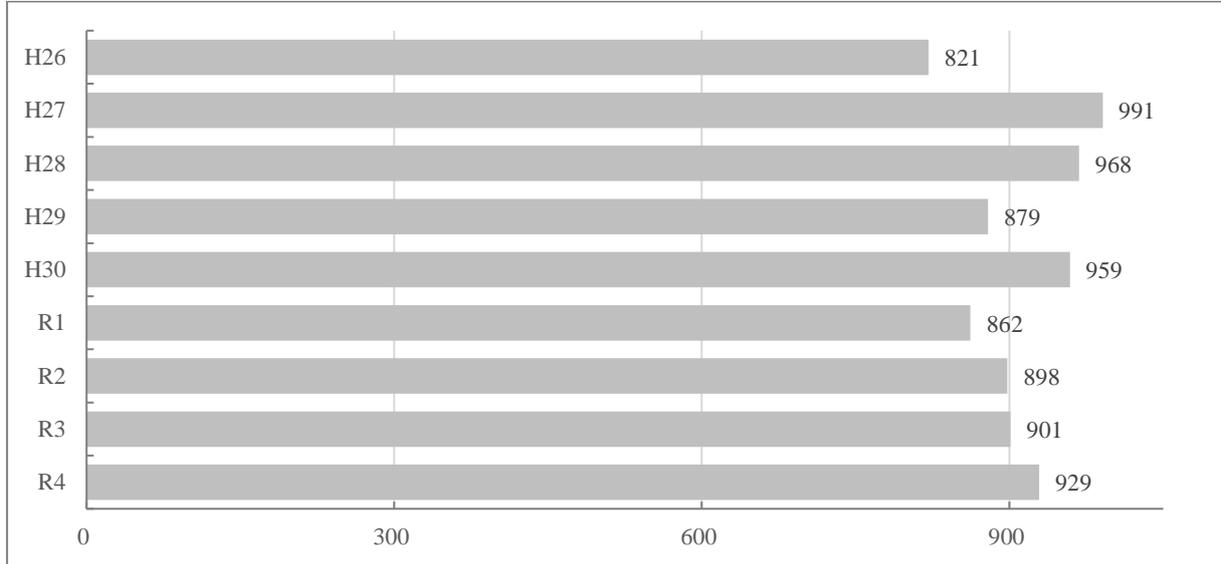


図 29 重機オペレーターの人数の推移

#### 【年齢構成】

本市が実施する除排雪事業に従事する重機オペレーターの年齢構成について、30代の構成比は、平成26年度の25.8%から令和4年度には15.7%と10.1ポイント減少しているのに対し、50代以上の構成比は、平成26年度の33.8%から令和4年度には42.3%と8.5ポイント増加しており、重機オペレーターの高齢化が進展しています。

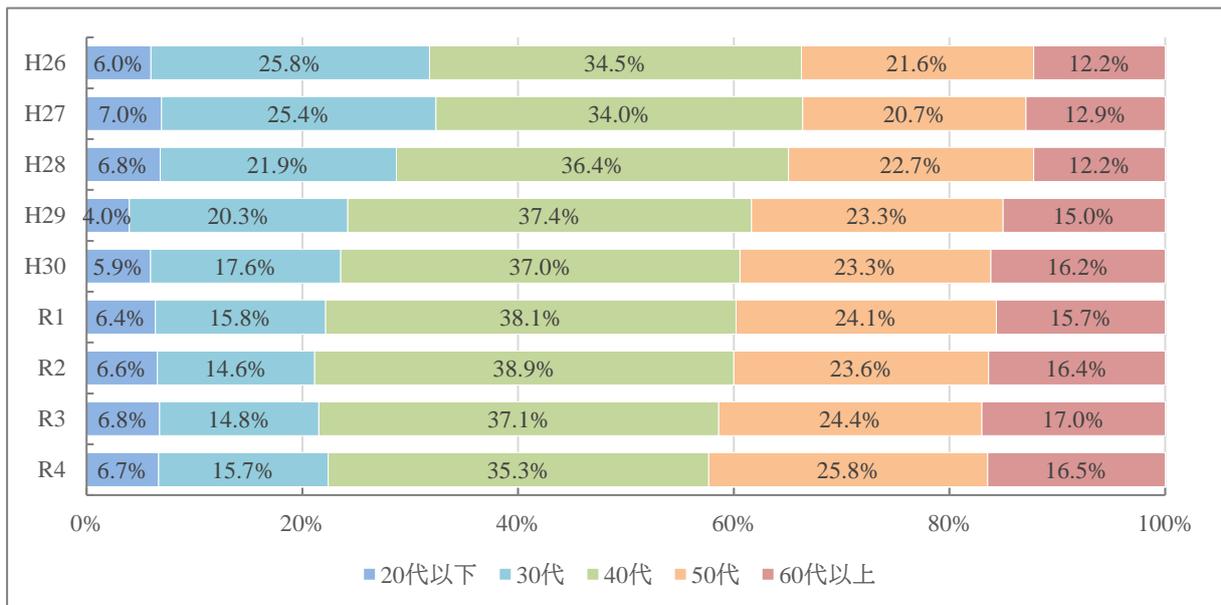


図 30 重機オペレーターの年齢構成の推移

※ 上図は本市資料を基に作成



#### (4) 除排雪作業による死傷者数

本市では、除排雪作業中の事故は市内全域で発生しており、令和2年度は死傷者数が55人（うち死者数が5人）、令和3年度は65人（うち死者数が2人）、令和4年度は32人（うち死者数が3人）です。

この死傷者数のうち、半数以上が屋根やはしご等からの転落事故、次いで3割程度が屋根雪等の落下による事故となっており、屋根雪処理に関する対策が急務です。

表 1 除排雪作業による死傷者数（令和2年度）（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
屋根・はしご等からの転落	1	6	21	28
屋根雪等の落下	2	4	9	15
除排雪作業中の転倒	1	2	2	5
その他	1	2	4	7
合計	5	14	36	55

表 2 除排雪作業による死傷者数（令和3年度）（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
屋根・はしご等からの転落	0	12	24	36
屋根雪等の落下	1	3	15	19
除排雪作業中の転倒	0	1	3	4
その他	1	1	4	6
合計	2	17	46	65

表 3 除排雪作業による死傷者数（令和4年度）（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
屋根・はしご等からの転落	1	13	1	15
屋根雪等の落下	1	4	3	8
除排雪作業中の転倒	0	4	0	4
その他	1	3	1	5
合計	3	24	5	32

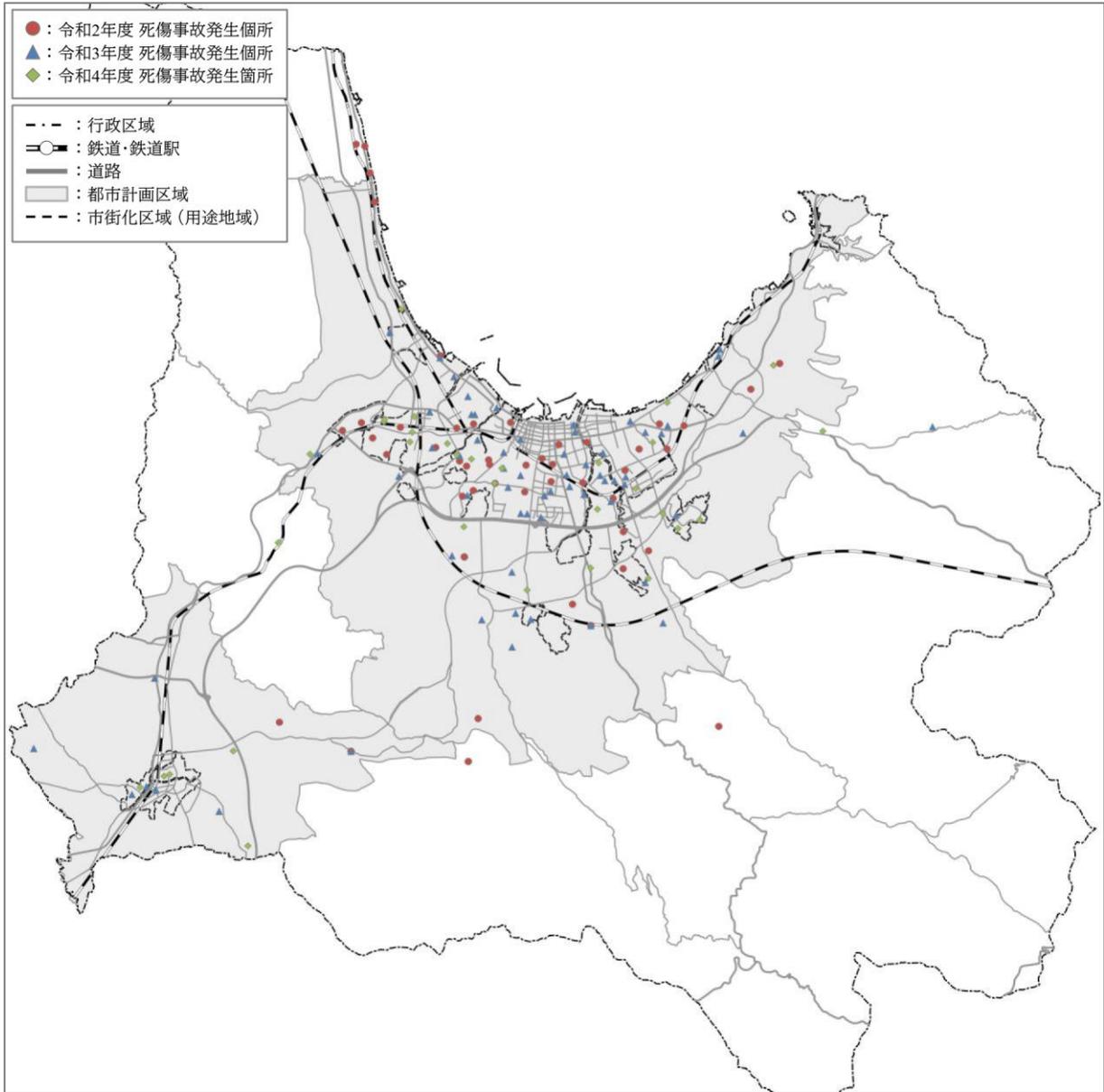


図 31 除排雪作業による死傷事故発生箇所位置図

## (5) 除排雪作業による死傷事故防止策

降雪による人的被害のほとんどが、屋根の雪下ろしなどの除雪作業中における事故が原因となっています。特に、1人での屋根の雪下ろし作業は大変危険であるため、本市では、事故防止のための「雪下ろし安全 10 箇条」による安全な作業実施を呼びかけています。

### 【雪下ろし安全 10 箇条】

#### ① 必ず 2 人以上で

屋根の雪下ろし作業は、家族、隣近所にも声をかけて 2 人以上で行いましょう。

#### ② 足場の確認

低い屋根でも大怪我や死亡事故に繋がるため、油断は禁物です。常に足場が滑らないか注意しましょう。

#### ③ まわりに雪を残して

万が一転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろししましょう。

#### ④ 無理はしない

疲れたときには必ず休憩しましょう。無理に作業を行わず自分の体調が変だと感じた場合は、すぐにやめましょう。

#### ⑤ 落雪注意

晴れの日には屋根の雪がゆるんでいるので危険です。屋根からの落雪、屋根からの転落に注意しましょう。

#### ⑥ 安全な装備

面倒でも命綱とヘルメットを必ず使いましょう。

#### ⑦ はしごの固定を忘れずに

はしごは足場を確保して、しっかりと固定しましょう。

#### ⑧ こまめな手入れ

命綱や除雪機などは、こまめに手入れ・点検をしましょう。

#### ⑨ エンジンを切ってから

除雪機の雪詰まりは、エンジンを切ってから取り除きましょう。

#### ⑩ 携帯電話を忘れずに

緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話を持っていきましょう。

次頁以降において、「雪下ろし安全 10 箇条」のうち、「① 必ず 2 人以上で」「② 足場の確認」「⑥ 安全な装備」の 3 項目の実施状況について、令和 4 年度に本市が実施したアンケート調査結果に基づき整理します。

【10 箇条①：必ず 2 人以上で】

「屋根の雪下ろしは誰が行いましたか？」という問いに対し、64.3%の方が自分 1 人と回答しています。次いで 29.4%の方が家族・親族と回答していますが、この中にも 1 人で作業された方が含まれていると想定すると、相当数の市民が 1 人で屋根の雪下ろし作業を実施していると見込まれます。

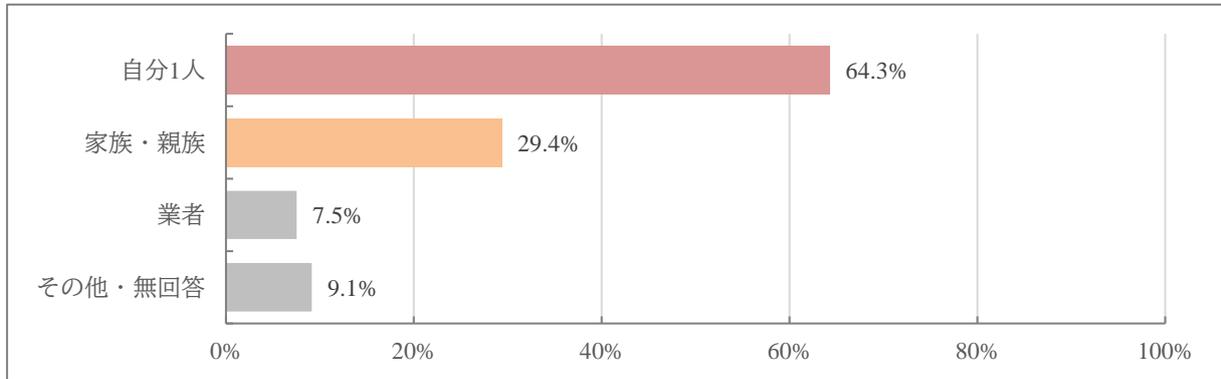


図 32 屋根の雪下ろし作業の実施者（複数回答）

上記設問で自分 1 人と回答した方への「家族や近隣の住民等に声をかけてから行いましたか？」という問いに対し、58.0%の方が声をかけていると回答しているものの、37.0%の方は声がけを行っていないと回答しています。

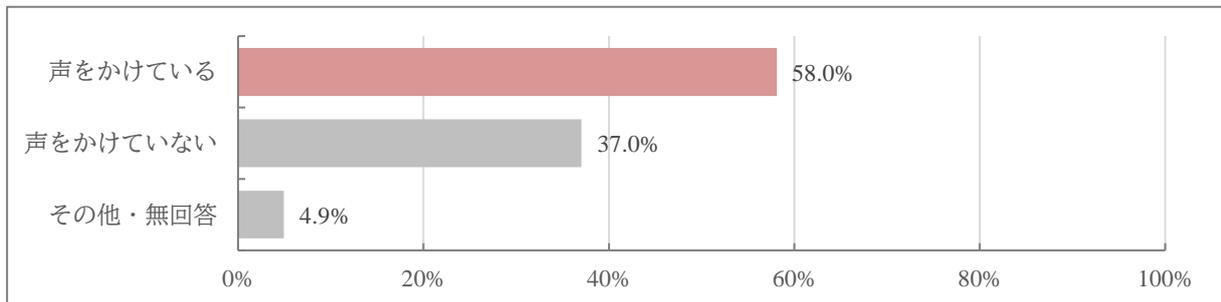


図 33 屋根の雪下ろし作業時の声掛けの実施

### 【10 箇条②：足場の確認】

「ご自身で屋根の雪下ろしを行った際、ヒヤリとしたことや事故にあったことはありますか？」という問いに対し、32.5%の方が「屋根の上ですべった」、次いで 19.0%の方が「ハンゴの上り下りをするときバランスを崩した」と回答しています。

また、51.6%の方が「ヒヤリ経験なし」と回答しています。

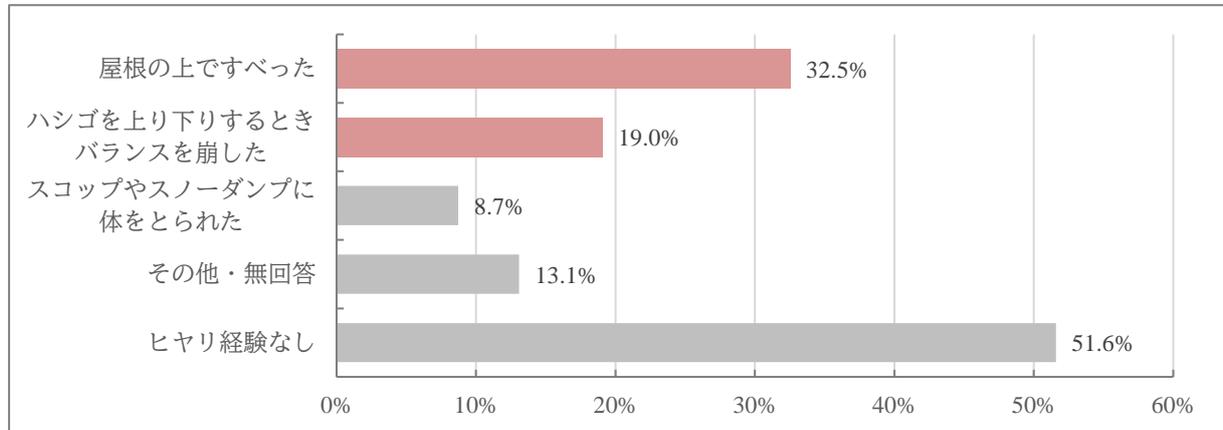


図 34 屋根の雪下ろし作業中のヒヤリ・事故の経験（複数回答）

【10 箇条⑥：安全な装備】

「ご自身が雪下ろしを行う際、ヘルメットの着用やロープなどの命綱の装着、フルハーネス安全帯を装着して行いましたか？」という問いに対し、82.5%の方が安全対策器具を装着せずに作業を実施していると回答しています。

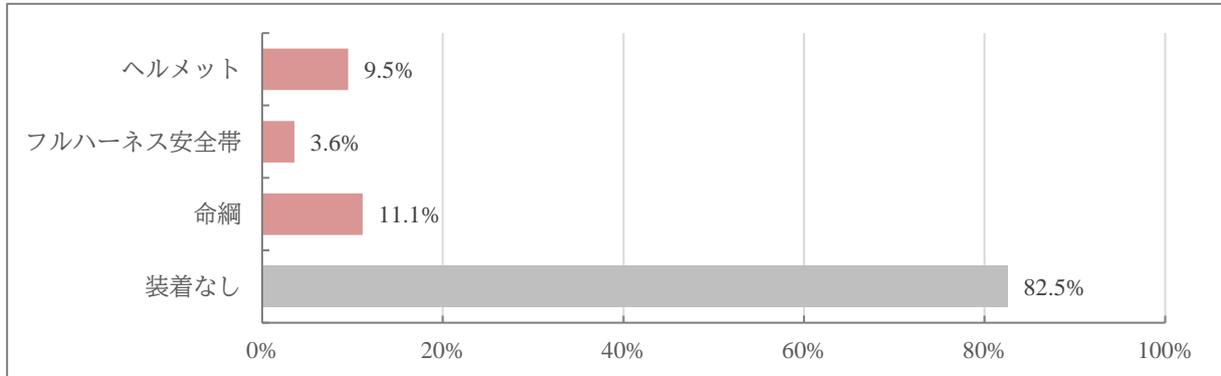


図 35 屋根の雪下ろし作業時の安全対策器具装着状況（複数回答）

上記設問で装着なしと回答した方への「ヘルメットの着用や命綱、安全帯を装着しなかった理由は何ですか？」という問いに対し、41.8%の方が「毎年作業しており慣れているから」、次いで27.4%の方が「命綱固定アンカーがないから」と回答しています。

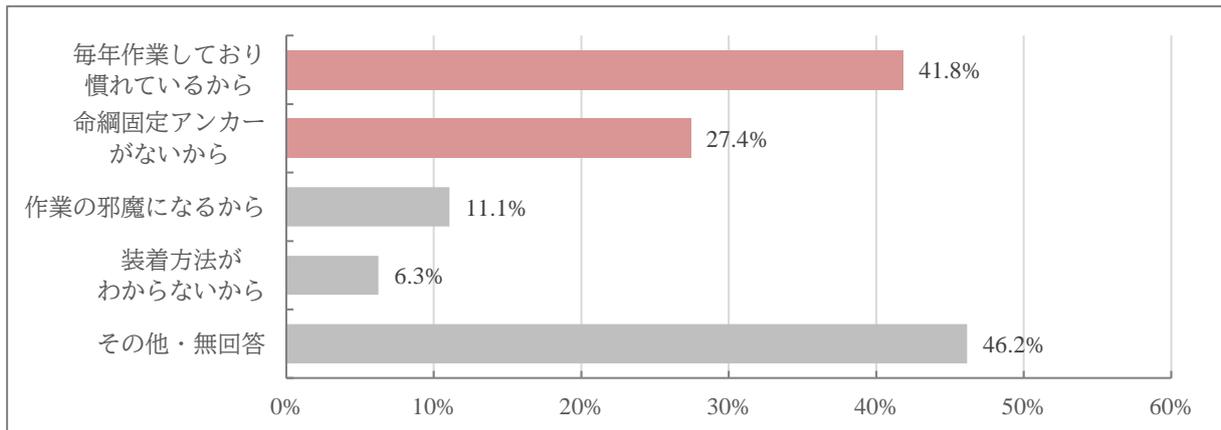


図 36 安全対策器具を装着しない理由（複数回答）

## (6) 克雪住宅の普及状況

多雪寒冷な気候風土であり、度々豪雪災害に見舞われてきた本市において、冬期積雪期の安全・安心で快適な日常生活を営むためには、屋根雪処理の負担が少ない屋根雪融雪や無落雪屋根方式を採用した克雪住宅の普及促進が必要です。

令和4年度に本市が実施したアンケート調査結果によると、本市の克雪住宅の普及率は57.5%にとどまっています。

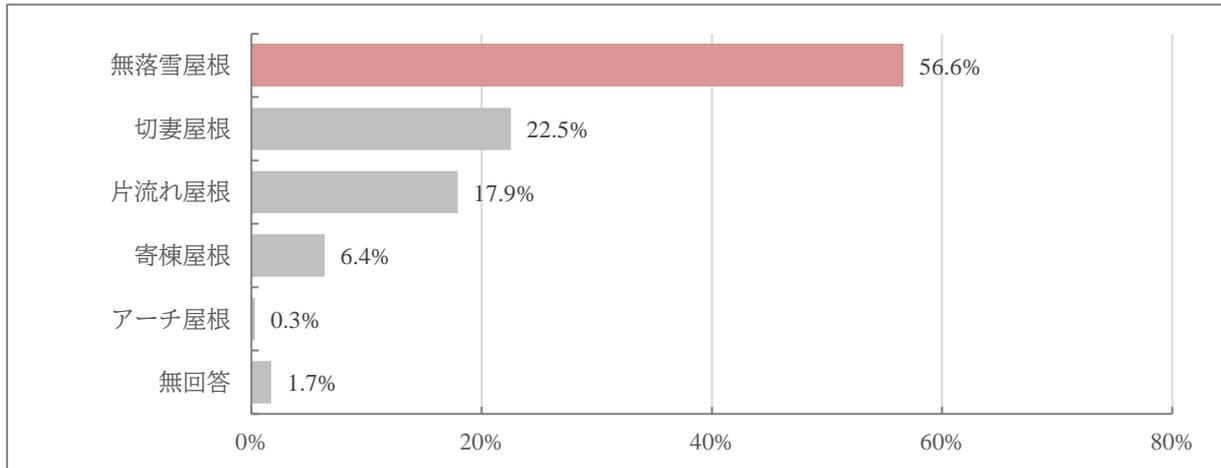


図 37 アンケート調査結果：屋根形状（複数回答）

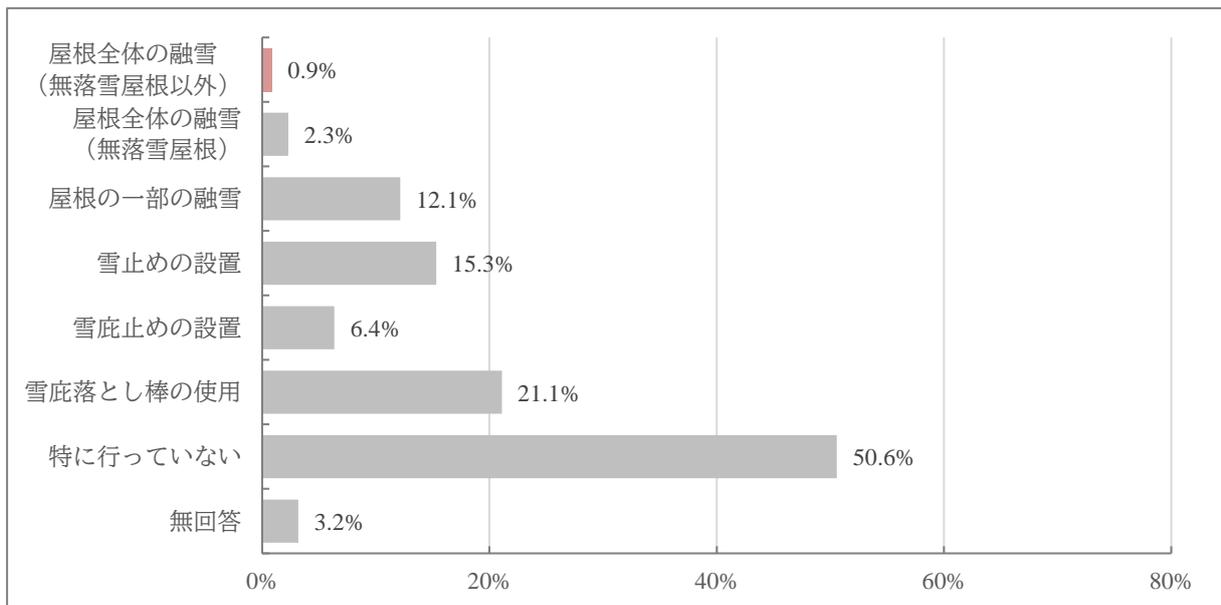


図 38 アンケート調査結果：屋根の雪対策（複数回答）

(7) 命綱固定アンカーの設置状況

屋根の雪下ろし作業等を安全に実施するためには、命綱固定アンカーの設置が必要不可欠です。

令和4年度に本市が実施したアンケート調査結果によると、本市の非克雪住宅のうち、命綱固定アンカーを設置している住宅は2.0%にとどまっています。

また、設置をしない理由としては、「雪下ろしをしない」が34.0%、「命綱なしでも雪下ろし可能」が28.6%、「設置費用がかかる」が20.4%と上位を占めています。

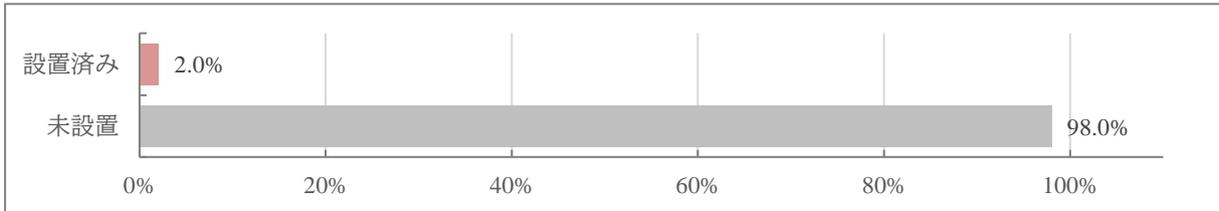


図 39 非克雪住宅における命綱固定アンカー設置状況

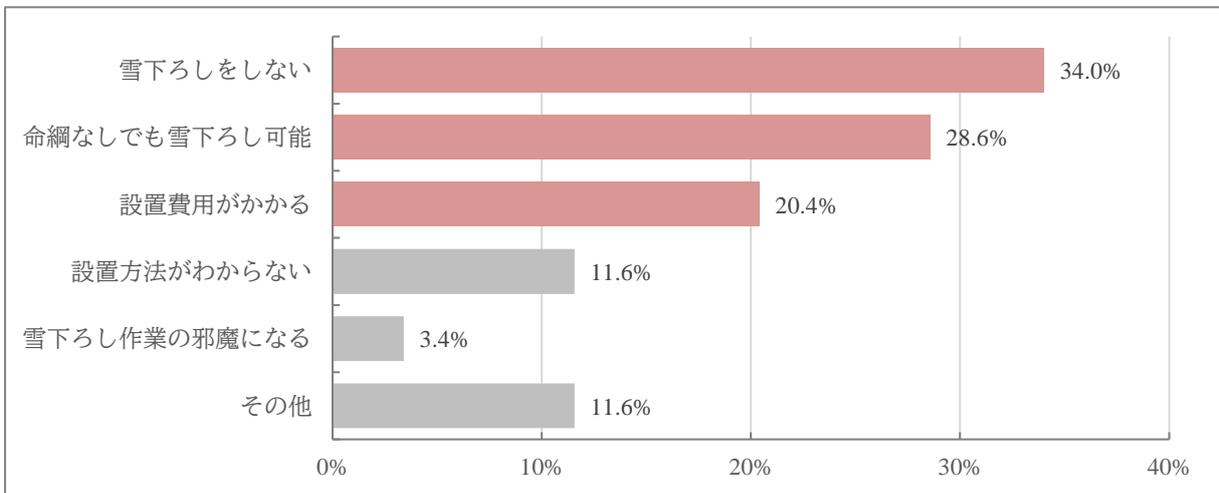


図 40 命綱固定アンカーを設置しない理由（複数回答）

## (8) 建築物の耐震化の現況

### 【市有特定建築物】

特定建築物<sup>1</sup>のうち、市有特定建築物は令和2年3月末現在で252棟存在しており、耐震化されている建築物<sup>2</sup>は244棟、耐震化率<sup>3</sup>は96.8%です。

このうち、旧耐震基準<sup>4</sup>で建築され耐震性のある建築物は103棟、新耐震基準で建築された建築物は141棟です。

表4 市有特定建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

用途	建築物総数 ①	旧耐震基準の建築物		新耐震基準 の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤÷①
		②	うち 耐震性有 ③			
学校・体育館	126	55	55	71	126	100.0
病院	3	2	2	1	3	100.0
庁舎等	22	13	9	9	18	81.8
共同住宅等	77	37	33	40	73	94.8
その他施設	24	4	4	20	24	100.0
合計	252	111	103	141	244	96.8

※ 上表は青森市調べ

<sup>1</sup> 青森市耐震改修促進計画においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に規定する建築物を「特定建築物」と定義しています。

<sup>2</sup> 「耐震化されている建築物」とは、旧耐震基準の建築物で耐震診断により耐震性を有していることが確認された建築物、耐震性が不足していたが耐震改修された建築物又は新耐震基準の建築物のことです。

<sup>3</sup> 「耐震化率」とは、耐震化された建築物数の全建築物数に占める割合のことです。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{旧耐震基準でも耐震性を有する建築物数} + \text{新耐震基準の建築物数}}{\text{全建築物数}} \times 100 (\%)$$

<sup>4</sup> 「旧耐震基準」とは、昭和56年6月に改正施行された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のことです。この改正は昭和53年の宮城県沖地震後に制定され、構造規定が大幅に見直されました。

新耐震基準による建物は、阪神・淡路大震災時にも被害は少なかったとされています。これを境に「新耐震基準による建築物」や「旧耐震基準による建築物」といった表現がされるようになりました。

## 【住宅】

平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局調査）によると、市内に存する住宅は114,950戸であり、耐震化された住宅は98,328戸、耐震化率は85.5%です。

このうち、旧耐震基準で建築され耐震性のある住宅は10,154戸、新耐震基準で建築された住宅は88,174戸です。

表5 市内に存する住宅の耐震化の状況 (単位：戸)

	住宅総数 ①	旧耐震基準の住宅		新耐震基準 の住宅 ④	耐震性有 住宅数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤÷①
		②	うち 耐震性有 ③			
青森市	114,950	26,776	10,154	88,174	98,328	85.5
青森県	501,500	142,193	58,166	359,307	417,473	83.2

※ 上表は総務省「平成30年住宅・土地統計調査」を基に作成

## 【民間特定建築物】

民間特定建築物は、令和2年3月末現在で736棟存在しており、耐震化されている建築物は619棟、耐震化率は84.1%です。

このうち、旧耐震基準で建築され耐震性のある建築物は121棟、新耐震基準で建築された建築物は498棟です。

表6 市内に存する民間特定建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

用途	建築物総数 ①	旧耐震基準の建築物		新耐震基準 の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤÷①
		②	うち 耐震性有 ③			
学校	94	20	5	74	79	84.0
病院・診療所	53	11	4	42	46	86.7
店舗	75	35	16	40	56	74.6
ホテル・旅館	58	20	7	38	45	77.5
社会福祉施設	54	2	0	52	52	96.2
共同住宅	164	59	44	105	149	90.8
その他	238	91	45	147	192	80.6
合計	736	238	121	498	619	84.1

※ 上表は青森市調べ

### 1.1.6 雪処理に関する支援制度等

#### (1) 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業

本市では、地域住民等の協力により、安全で快適な冬期歩行者空間を確保するため、町会等に対し小型除雪機の貸与事業を実施しています。

平成27年度以降、毎年度50団体弱が実施しており、そのうち40団体以上が前年度からの継続団体です。

また、実施団体は、毎年度40団体程度が町(内)会、残りの10団体程度が自治組織等です。

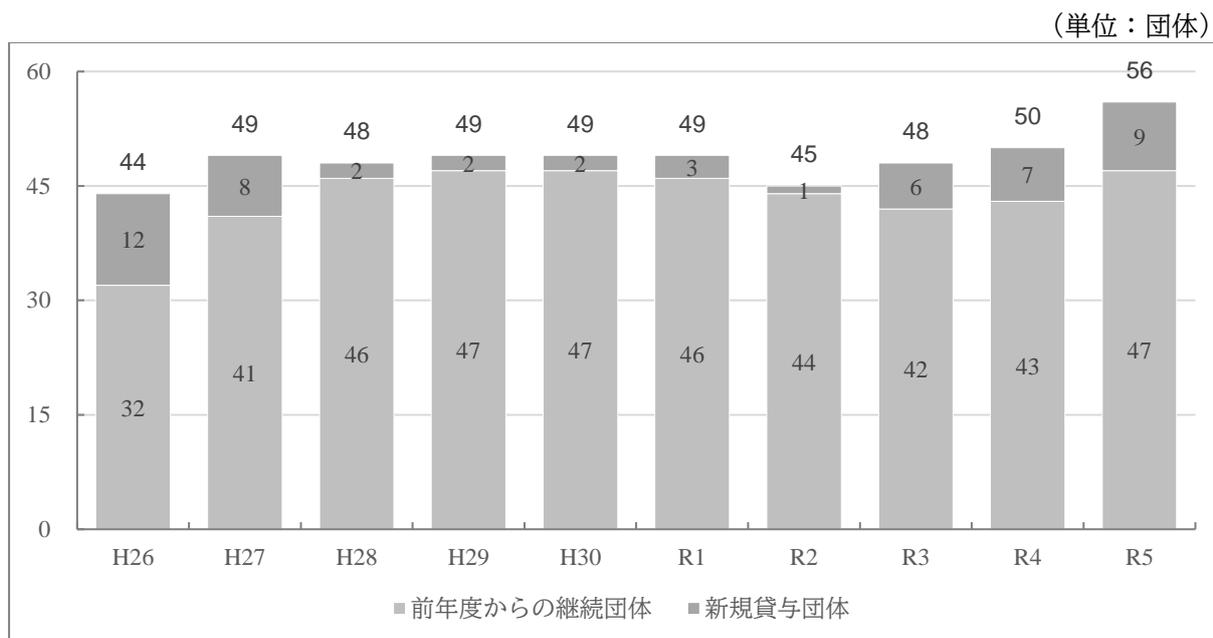


図 41 実施団体数の推移

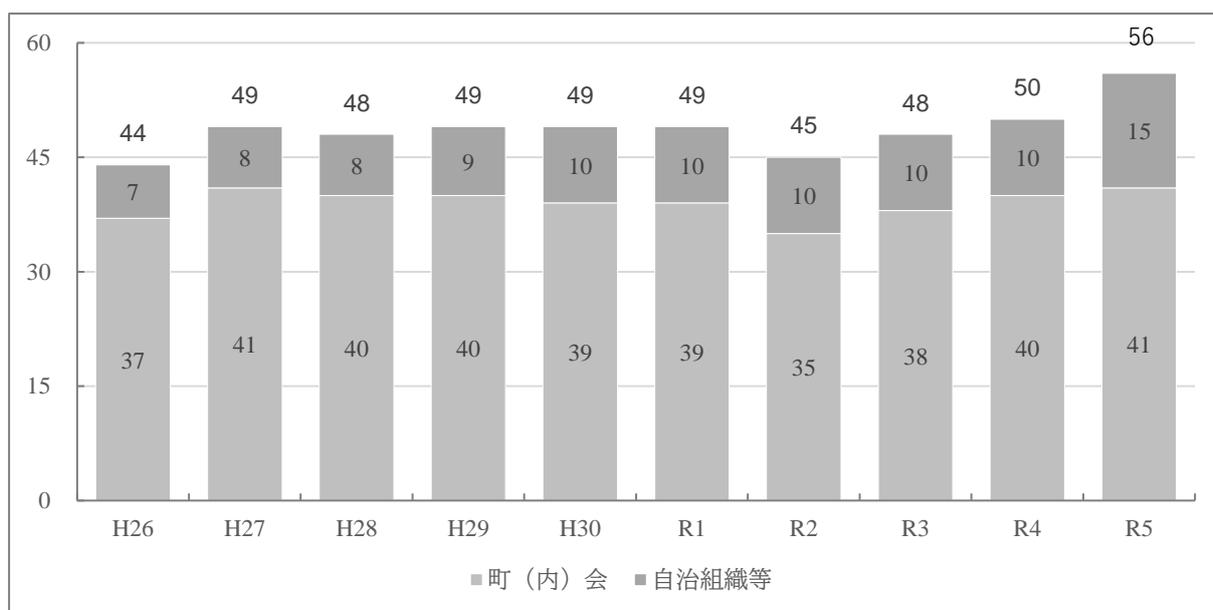


図 42 実施団体構成の推移

※ 上図は本市資料を基に作成

令和4年度における実施団体のうち、従事者数が4人以下の団体が20団体（構成比：40.0%）、5～9人の団体が26団体（構成比：52.0%）と、大半が小規模団体です。

同じく実施団体のうち、65歳以上の従事者が占める割合が80%以上の団体が16団体（構成比：32.0%）、60～80%の団体が11団体（構成比：22.0%）と、半数以上の団体において従事者の6割以上が65歳以上となっています。

また、自治組織等と比較して、町(内)会において65歳以上の従事者が占める割合が高くなっています。

（単位：団体、括弧内は構成比）

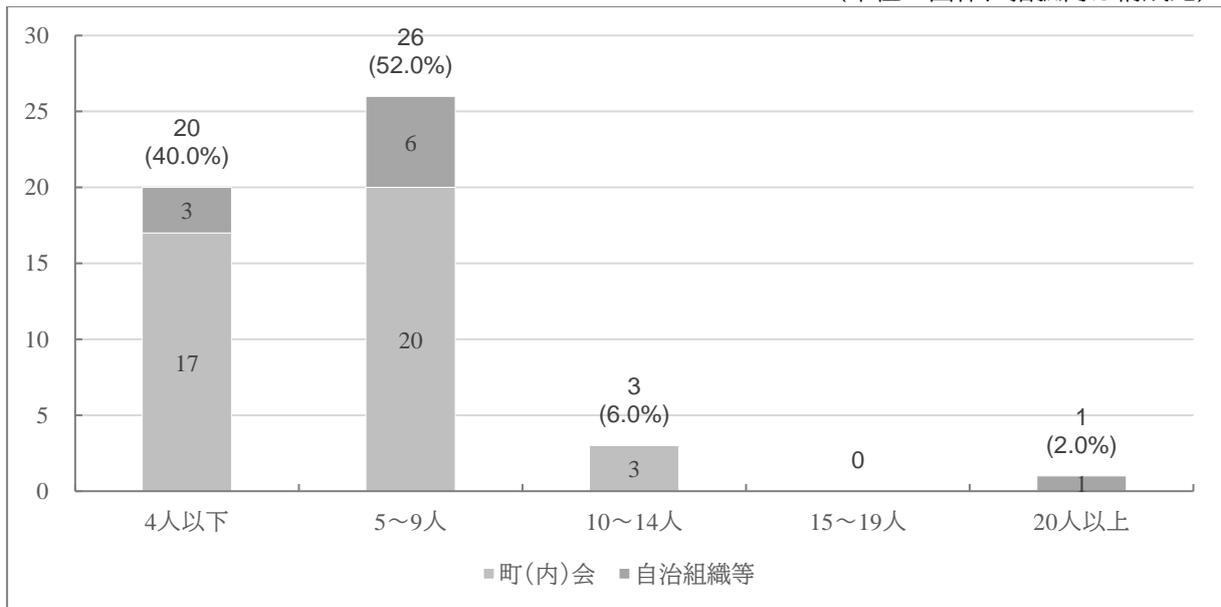


図 43 実施団体の従事者数（R4）

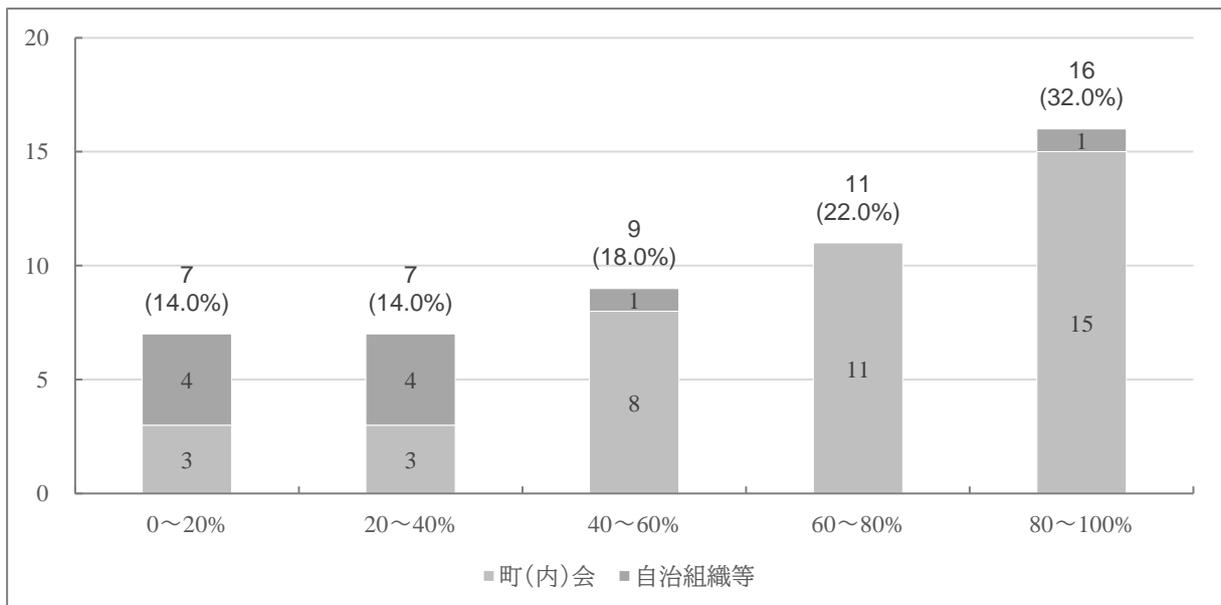


図 44 実施団体の65歳以上の従事者の構成比（R4）

※ 上図は本市資料を基に作成

## (2) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度

本市では、屋根雪の落下や雪下ろしによる事故、隣家とのトラブルなど、屋根雪にかかわる問題が依然として発生している現状を鑑み、市民や企業などが金融機関から貸付を受けて屋根雪処理施設（屋根融雪施設・無落雪屋根）を設置する際に、その利子の全部または一部を市が負担する「青森市屋根雪処理施設設置支援制度」を実施しています。

当該制度の対象となる屋根雪処理施設は下表のとおりです。

表 7 屋根雪処理施設設置支援制度の対象となる施設

施設名称	施設概要
屋根融雪施設	電気、灯油等を熱源とし、既存建築物の屋根に電熱線、温水パイプ、ヒートパイプ等を設け、融雪を行うもの。 融雪方法はどのようなものでも対象とする。
克雪屋根	無落雪屋根。 改良する建築物の地盤、構造、老朽程度を調査し、積雪の重量に十分耐えられるよう構造計算によって安全を確認されたもの。

当該制度の利用実績は、年度間のばらつきがみられるものの、平成 26 年度以降は数件程度で推移しています。

(単位：件)

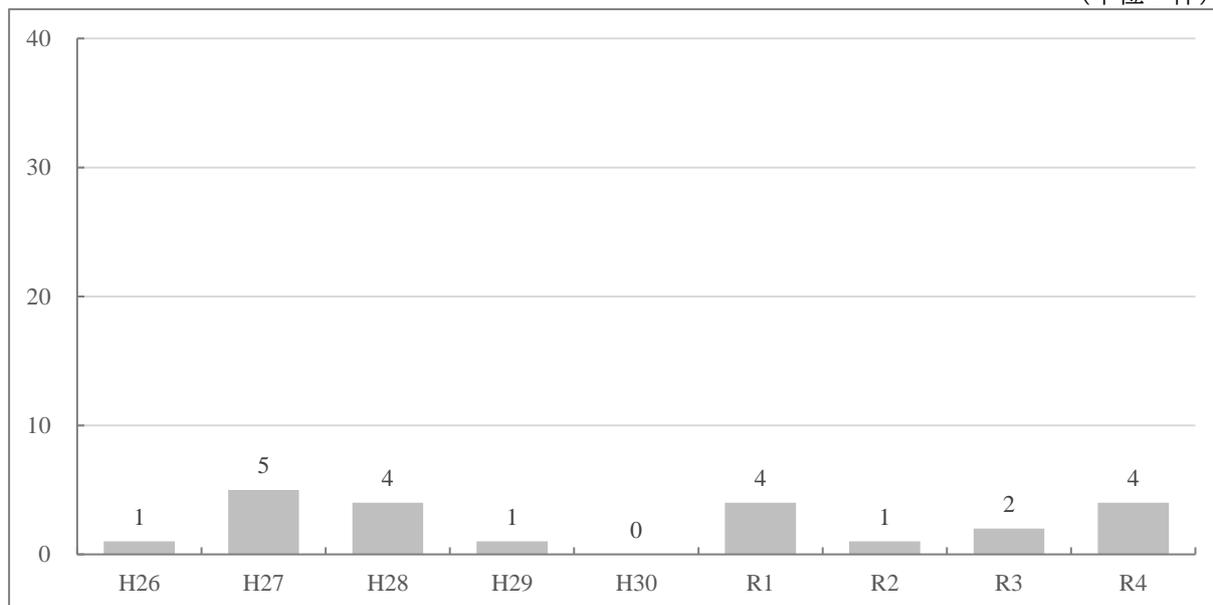


図 45 屋根雪処理施設設置支援制度の利用実績

※ 上図は本市資料を基に作成

(3) 青森市融雪施設設置支援制度

本市では、市民や企業などが金融機関から貸付を受けてロードヒーティング、融雪機・融雪槽を設置する際に、その利子の全部または一部を市が負担する「青森市融雪施設設置支援制度」を実施しています。

当該制度の対象となる融雪施設は下表のとおりです。

表 8 融雪施設設置支援制度の対象となる施設

施設名称	施設概要
融雪機・融雪槽	地下埋設型又は移動可能なもので、ボイラー等の熱源を有し、融雪水を下水道又は側溝等へ排水するもの。 ただし、地下埋設型は、投雪口に落下防止の安全設備があるもの。
ロードヒーティング	灯油、電気等や自然・未利用エネルギー（地熱等）を熱源とした発熱体等により融雪を行うもので融雪水が敷地外に流れて凍結等の被害を与えないよう排水に配慮したもの。

当該制度の利用実績は、年度間のばらつきが大きいものの、平成 26 年度以降概ね 20 件前後で推移しています。

(単位：件)

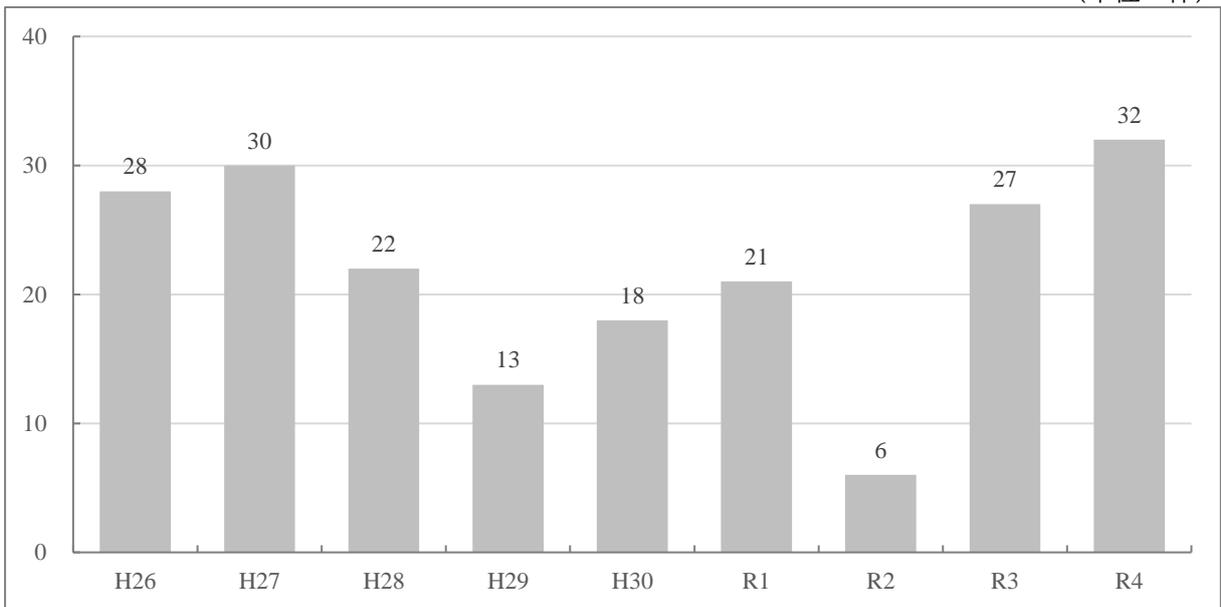


図 46 融雪施設設置支援制度の利用実績

※ 上図は本市資料を基に作成

#### (4) 福祉の雪対策事業

青森市社会福祉協議会では、下表の要件を満たす自力で除雪することが困難な世帯に対し、ボランティアによる間口（自宅の玄関から公道までの通路）の除雪支援を行う「福祉の雪対策事業」を実施しています。

表 9 福祉の雪対策事業対象要件

	対象要件
世帯	下記のいずれかに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75 歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>・ 身体障がい者（1・2 級、視覚・内部障がい 3 級）の方のみの世帯</li> <li>・ 要介護 3 から 5 の認定を受けている方のみの世帯</li> </ul>
その他	下記の全てに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸建てに居住していること（借家を含む）</li> <li>・ 居住または隣接する町会に 3 親等以内の親族が居住していないこと</li> <li>・ 世帯全員が市民税非課税であること</li> </ul>

福祉の雪対策事業の利用世帯数は、平成 25 年度以降増加傾向で推移しています。実施回数については年度間の増減が大きいです。これは降雪・積雪状況によるものと推定されます。

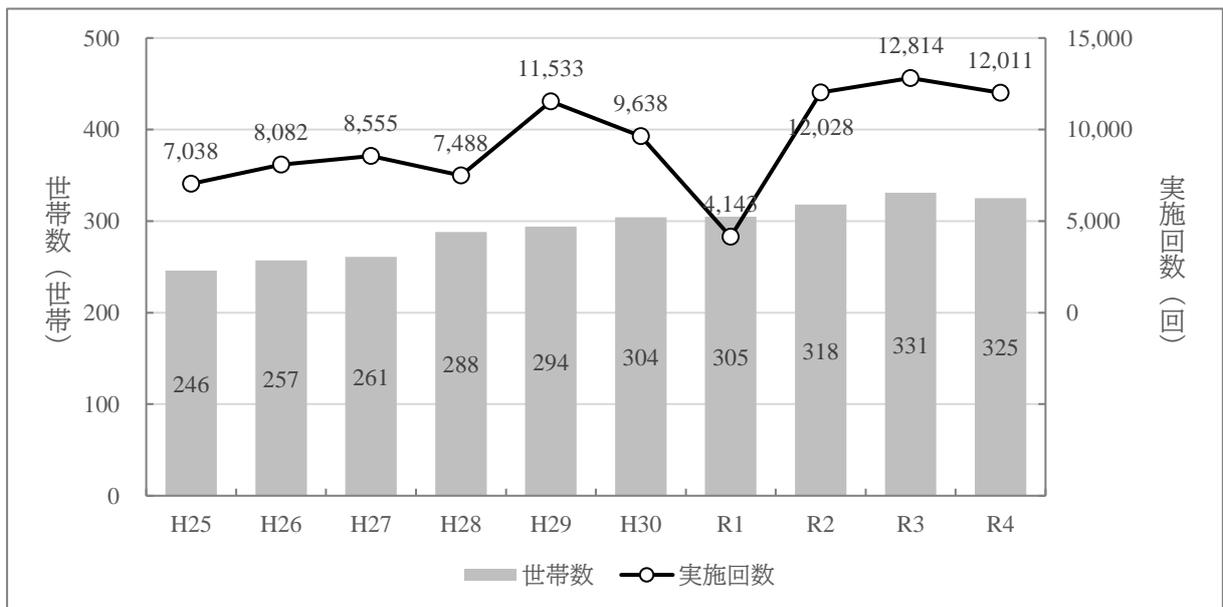


図 47 福祉の雪対策事業利用実績

(5) 屋根の雪下ろし奉仕活動

青森市社会福祉協議会では、積雪が1mを超えた場合に、下表の要件を満たす自力で除雪することが困難な世帯に対し、ボランティアによる屋根の雪下ろしを行う「屋根の雪下ろし奉仕活動」を実施しています。

表 10 屋根の雪下ろし奉仕活動対象要件

	対象要件
世帯	下記のいずれかに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>・ 身体障がい者（1・2級、視覚・内部障がい3級）の方のみの世帯</li> <li>・ 子どもが18歳未満の母子世帯</li> </ul>
その他	下記の全てに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己所有の一戸建てに居住していること</li> <li>・ 市内に雪処理可能な親族（3親等以内）が居住していないこと</li> <li>・ 雪捨て場が確保されていること</li> <li>・ 世帯の収入が月12万円未満であること</li> </ul>

屋根の雪下ろし奉仕活動実施回数は、平成25年度以降減少しており、近年では年間数件程度で推移しています。

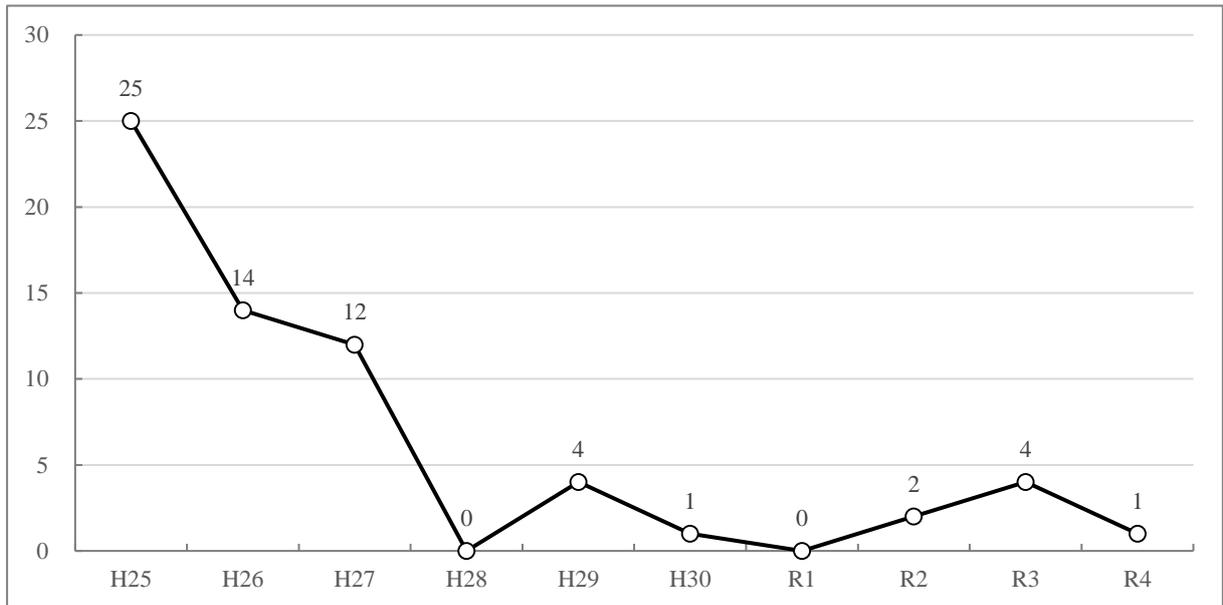


図 48 屋根の雪下ろし奉仕活動実施回数の推移

(6) 屋根の雪下ろし費用の一部助成

本市では、下表の要件に該当する世帯を対象に、業者等に依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成しています。

表 11 屋根の雪下ろし費用の一部助成対象要件

	対象要件
世帯	下記のいずれかに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上の高齢者世帯</li> <li>・ 身体障がい者（1・2 級、視覚・内部障がい 3 級）・愛護手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方の世帯</li> <li>・ 子どもが 18 歳未満の母子世帯</li> </ul>
その他	下記の全てに該当する世帯が対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸建てに居住していること（借家を含む）・世帯全員が住民税非課税であること（豪雪時には住民税課税世帯も助成対象に加える）</li> <li>・ 生活保護世帯でないこと</li> </ul>

なお、助成額は下表のとおりです。

表 12 屋根の雪下ろし費用の一部助成額

	豪雪対策本部設置前	豪雪対策本部設置後
住民税非課税世帯	屋根の雪下ろし費用の 1/2 (1 シーズンの上限額：25,000 円)	屋根の雪下ろし費用の 1/2 (1 シーズンの上限額：50,000 円)
住民税課税世帯	—	屋根の雪下ろし費用の 1/4 (1 シーズンの上限額：25,000 円)

屋根の雪下ろし費用の一部助成の利用件数及び助成額については、年度間の増減が大きいものの、令和 2 年度以降急増しており、令和 3 年度においては 327 件、15,576 千円を助成しています。

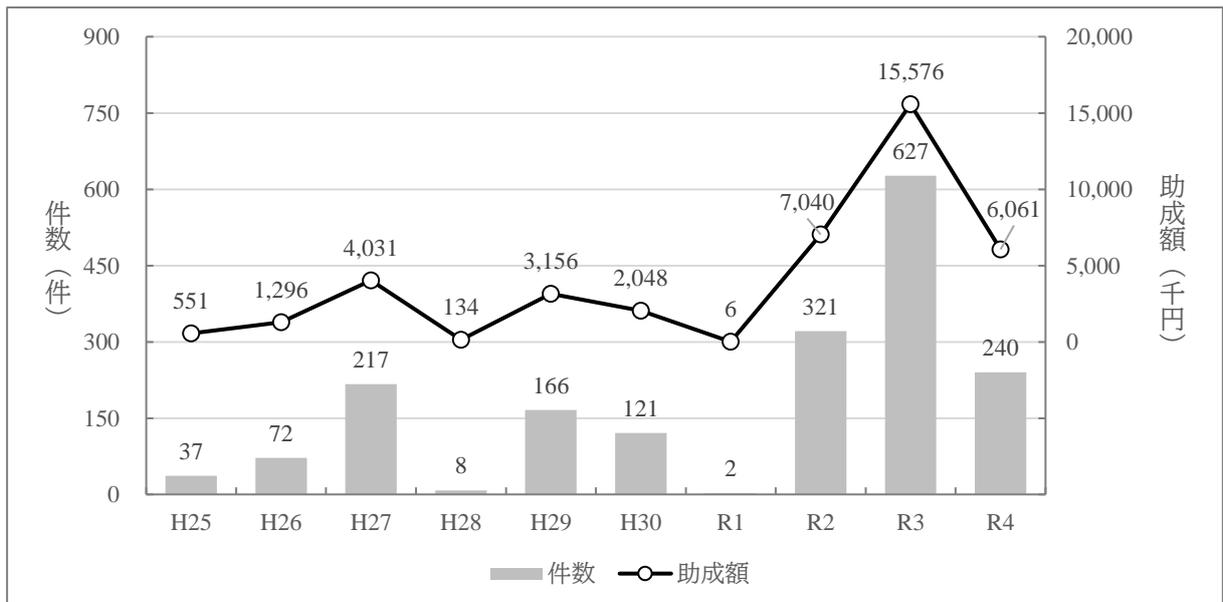


図 49 屋根の雪下ろし費用の一部助成利用実績

【業者への屋根の雪下ろし作業の依頼について】

令和4年度に本市が実施したアンケート調査結果によると、1シーズン当たりの業者へ屋根の雪下ろし作業依頼回数は、1回が41.2%、2回が52.9%と大半が1シーズン当たり2回以内となっています。

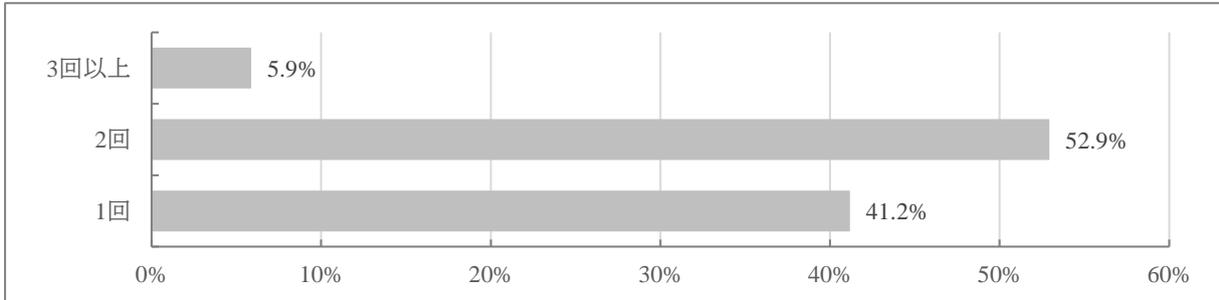


図 50 業者への屋根の雪下ろし作業の依頼回数

また、1回あたりの依頼費用は、1～2万円が10.5%、2～5万円が31.6%、5万円以上が57.9%となっています。

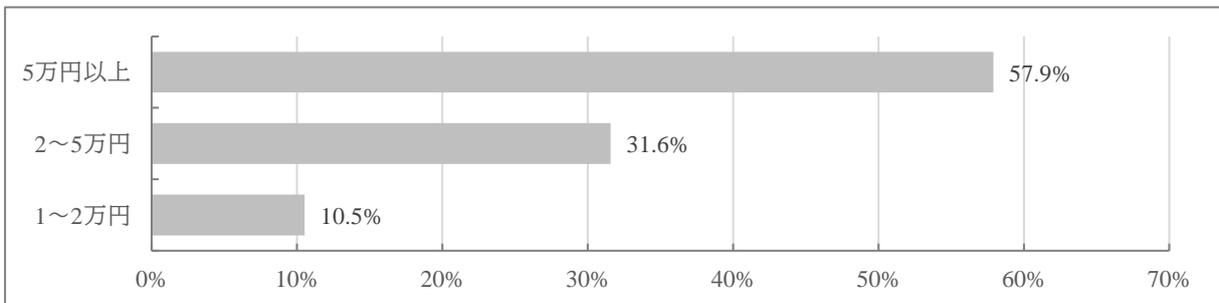


図 51 業者への屋根の雪下ろし作業の依頼費用

## (7) 各支援事業の認知度・利用実績

### 【認知度】

令和4年度に本市が実施したアンケート調査結果によると、青森市社会福祉協議会が実施している「福祉の雪対策事業」と「屋根の雪下ろし奉仕活動」については7割程度の方に認知されています。

本市が実施している「融雪施設設置支援制度」と「屋根の雪下ろし費用の一部助成」については5割程度、「屋根雪処理施設設置支援制度」については3割程度の認知度にとどまっています。

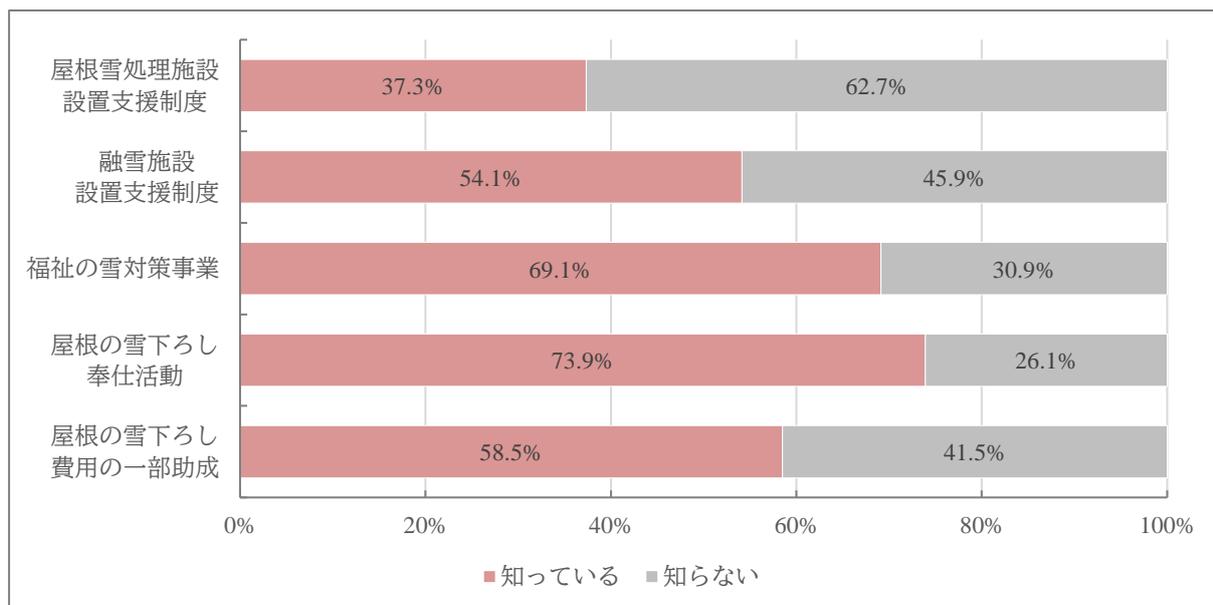


図 52 各支援事業の認知度

### 【利用実績】

各支援事業ともに一定の要件があるものの、利用したことがあると回答した方は数%にとどまっており、制度の認知度と比較して活用が進んでいない状況です。

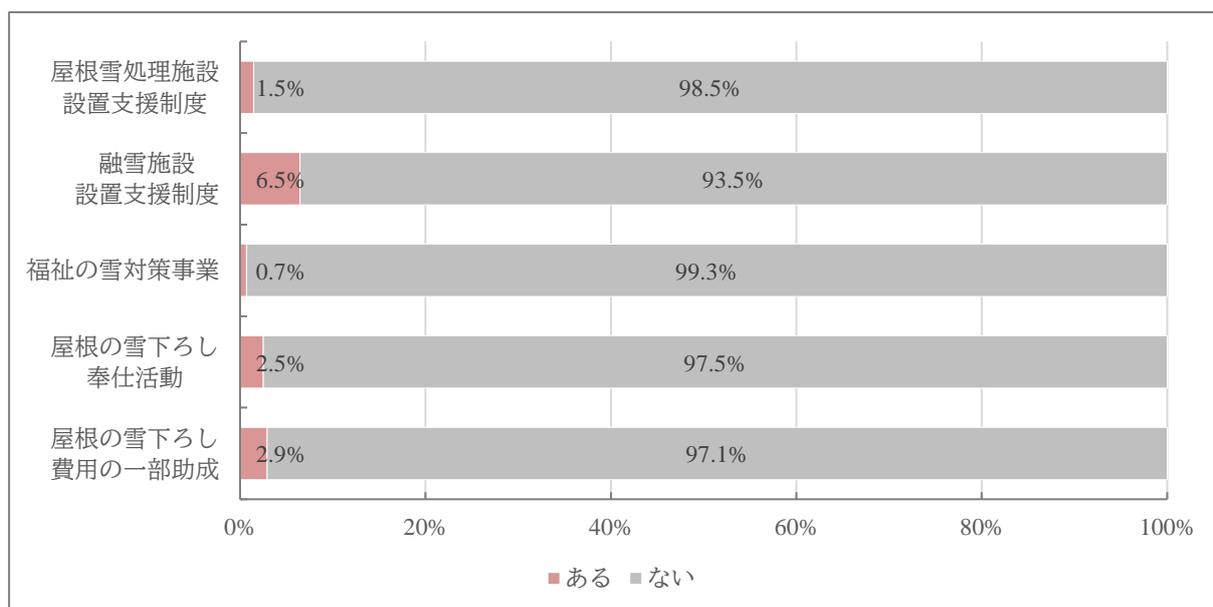


図 53 各支援事業の利用実績

(8) 地域コミュニティ除排雪制度

地域コミュニティ除排雪制度とは、町（内）会等・除排雪事業者・市の3者が、あらかじめ特定の地域の除排雪作業の実施方法について協議し、協定を締結することにより、この協定に基づいた地域特性に応じた効率的で効果的な除排雪作業を実施する制度です。

令和4年度時点において、14団体がこの制度を利用した協定を締結しています。

表 13 地域コミュニティ除排雪制度の概要

	概要
協定項目	排雪のタイミング、日中作業、雪盛り箇所の指定、寄せ雪の基準 雪弱者対策、違法駐車対策、雪出し対策、歩道確保 住民による作業確認の実施 など
利用可能団体	町（内）会 自治会等（商店街や地域の雪対策を行うために組織された団体も対象）
期待される効果	利用団体：地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪作業が可能 除排雪事業者：利用団体と連携した違法駐車や雪出しの防止により作業効率が向上 市：地域住民の除排雪事業に対する理解・満足度が向上

## (9) 除雪ボランティア活動に対する支援

### 【除雪ボランティア登録者数】

除雪ボランティアの登録者数は、年度間の増減がみられるものの、概ね増加傾向で推移しています。

また、学生ボランティアが全体の2～3割程度を占めています。

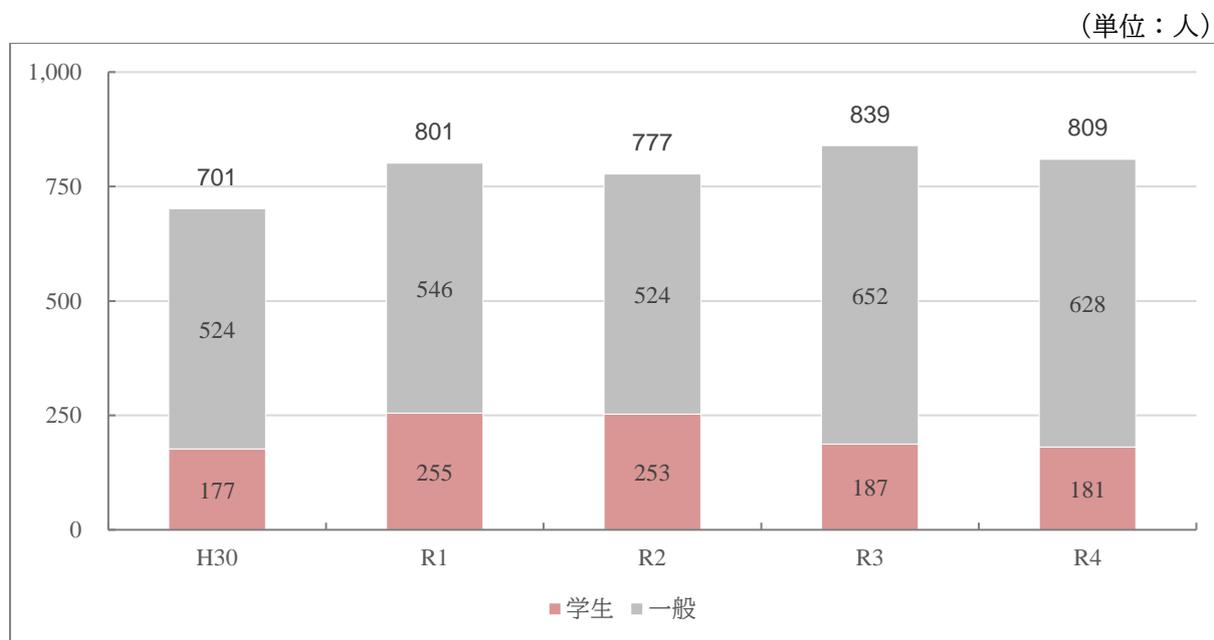


図 54 除雪ボランティア登録者数の推移

### 【除排雪用具の貸与】

除雪ボランティア活動団体に対し、除雪用具（スノーダンプやスコップ）等を貸与するとともに、地域団体と除雪ボランティアとのマッチング支援を実施しています。

【青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援】

雪対策支援や高齢者支援などの地域ボランティア活動の推進及び、ボランティア活動を担う人材の育成・確保を目的として創設された「青森市ボランティアポイント制度」(平成29年10月運用開始)により、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民が雪処理支援の担い手となることが期待されることから、当該制度を活用した地域の自主的な除排雪活動に対する支援を実施しています。

表 14 青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援の概要

	概要
活動者の登録要件	満18歳以上で、市内に居住または通勤・通学している方(高校生を除く)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 1時間の活動につき1ポイント(100円相当)で、1日2ポイントを上限に付与</li> <li>▷ 貯まったポイントは50ポイントを上限に、商品券やAOPASSポイント引換券と交換可能</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動</li> <li>▷ 屋根の雪下ろし奉仕活動</li> <li>▷ 福祉の雪対策事業</li> <li>▷ 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業</li> <li>▷ 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業</li> <li>▷ 歩行者空間確保のための雪処理活動(町会、地区社会福祉協議会が自主的に行うもの)</li> </ul>

延活動者数は年度間のばらつきがあるものの、概ね横ばい傾向で推移しています。

また、活動ポイントについては、令和元年度は少雪の影響により大きく減少したものの、令和2年度以降大きく増加しています。

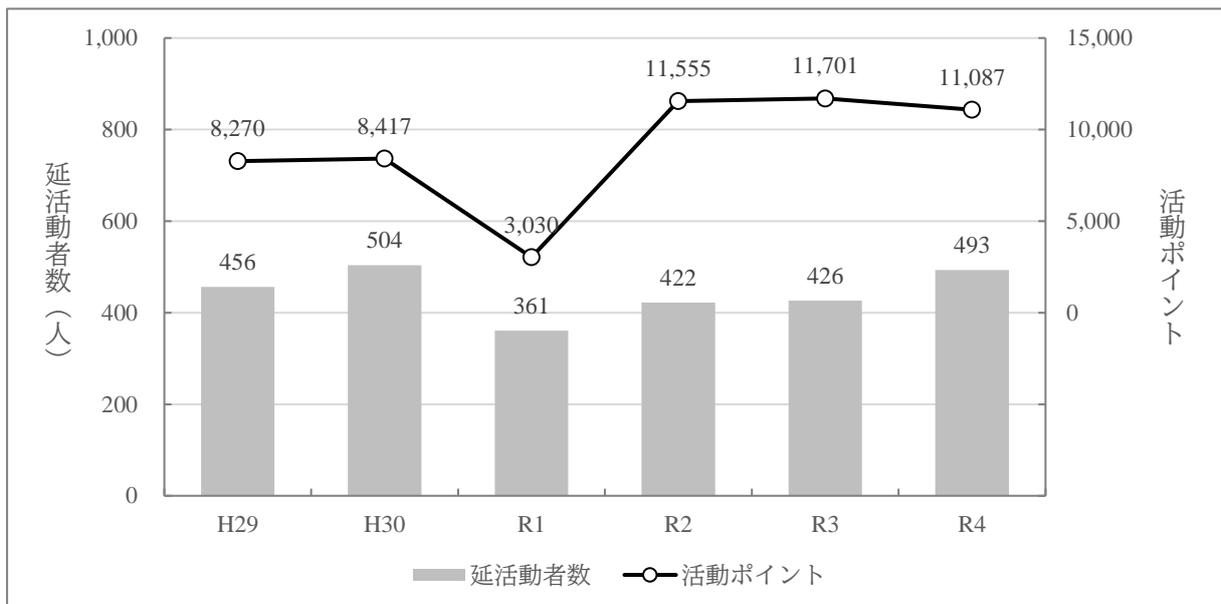


図 55 青森市ボランティアポイント制度 (雪処理支援) 実績

### 1.1.7 民地内除雪の状況

本市における民地内除雪の状況について、令和4年度に本市が実施したアンケート調査結果に基づき整理を行います。

#### (1) 実施状況

「敷地内除雪は、誰が行いましたか？」という問いに対し、42.8%の方が自分1人と回答しています。また、54.6%の方が家族・親族と回答していますが、この中にも1人で作業された方が含まれていると仮定すると、相当数の市民が1人で敷地内除雪作業を実施していると推定されます。

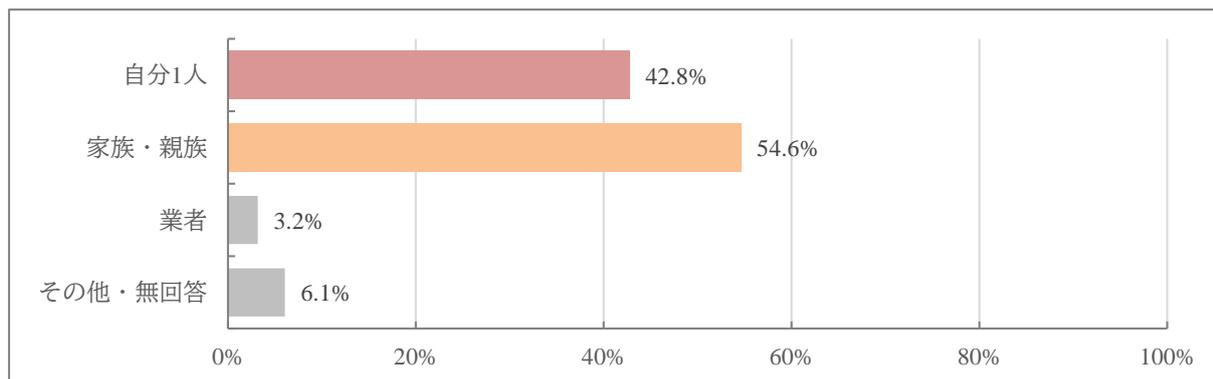


図 56 敷地内除雪作業の実施者（複数回答）

上記設問で自分1人と回答した方への「家族や近隣の住民等に声をかけてから行いましたか？」という問いに対し、32.4%の方が声をかけていると回答しているものの、62.2%の方は声かけを行っていないと回答しています。

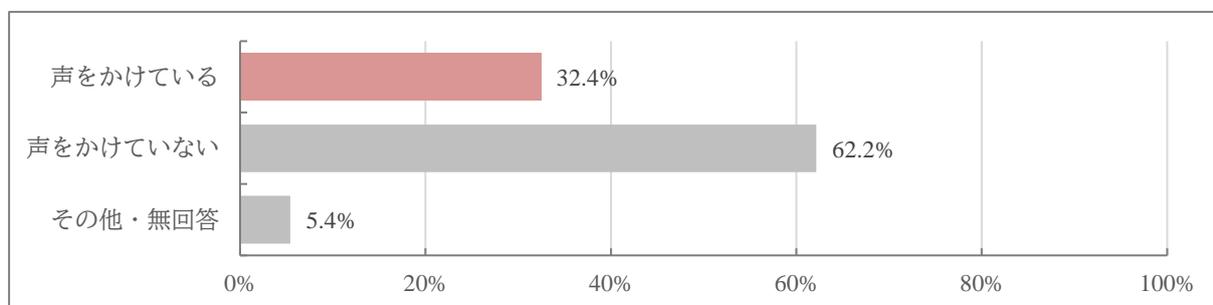


図 57 敷地内除雪作業時の声かけの実施

(2) 事故等の状況

「ご自身で敷地内除雪を行った際、ヒヤリとしたことや事故にあったことはありますか？」という問いに対し、36.4%の方が「除雪を行うときに滑って転んだ」、次いで13.0%の方が「スコップやスノーダンプに体をとられた」と回答しています。

また、41.6%の方が「ヒヤリ経験なし」と回答しています。

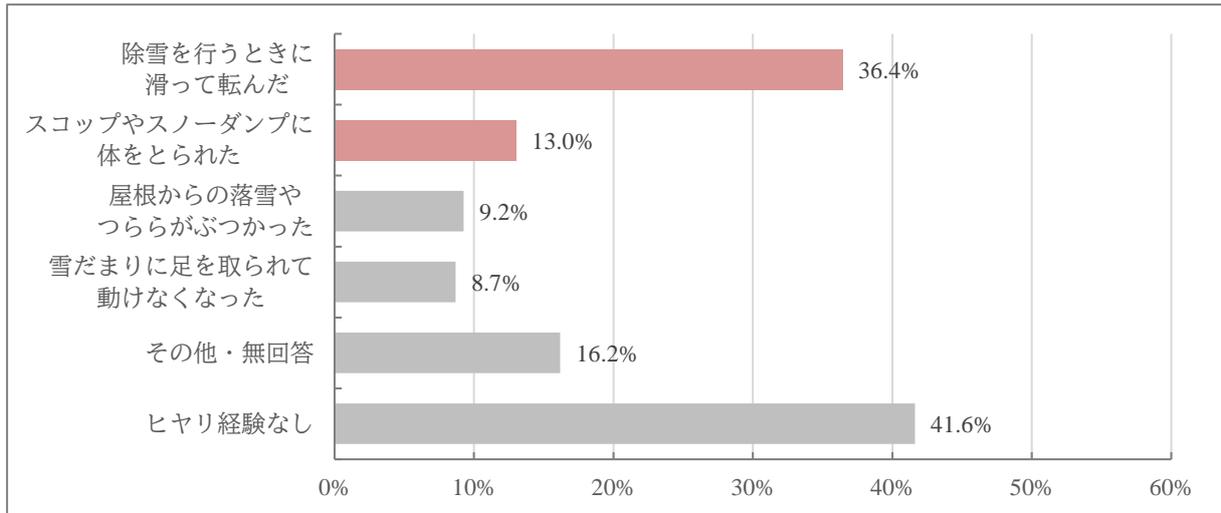


図 58 敷地内除雪作業中のヒヤリ・事故の経験（複数回答）

(3) 今後の実施見込み

「今後も同じ方法で敷地内除雪ができそうだと思いますか？」という問いに対し、52.9%の方が「継続的にできる」と回答しているものの、26.9%の方が「高齢のため困難」と回答しています。

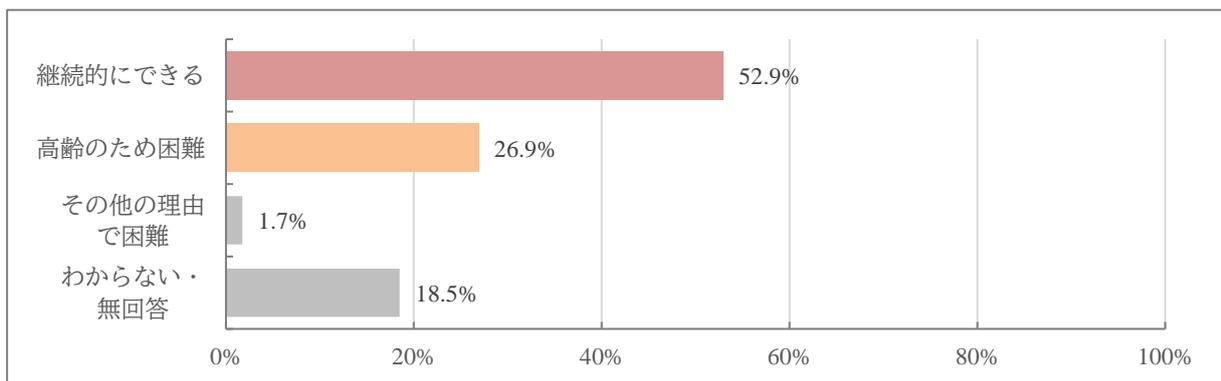


図 59 敷地内除雪作業の今後の実施見込み

#### (4) 雪処理について困っていること

「屋根の雪下ろしや敷地内除雪について、困っていることを教えてください。」という問いに対し、約 6 割の方が「体力面での不安」を挙げており、次いで「雪捨て場の不足」「業者への委託費用」「ケガの危険性」と続いています。

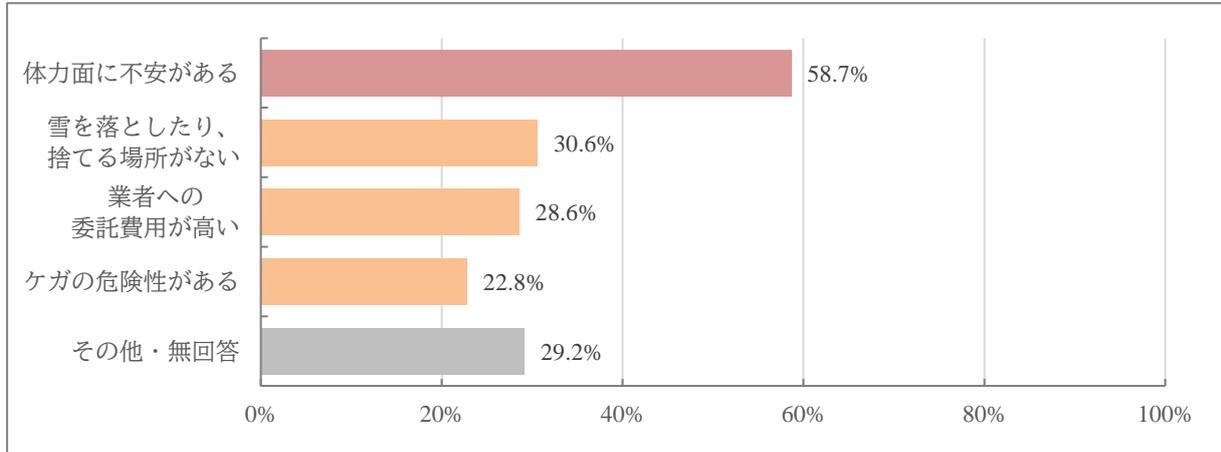


図 60 雪処理について困っていること：屋根の雪下ろし（複数回答）

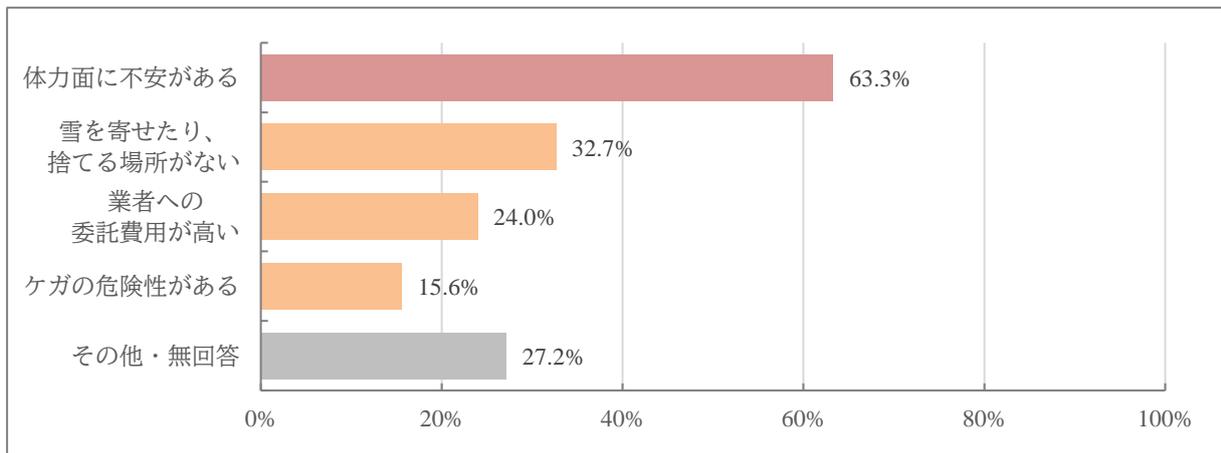


図 61 雪処理について困っていること：敷地内除雪（複数回答）



### 1.1.8 観光入込客数

本市の観光入込客数は、平成25年までは年間500万人前後で推移していましたが、平成26年以降年間600万人前後まで増加しました。令和2年以降は、新型コロナウイルスの影響により年間360万人程度まで減少しています。

季節ごとの構成比では、夏（6～8月）が30%台半ばと最も多く、冬（12～2月）は15%前後と夏の半分程度で推移しています。

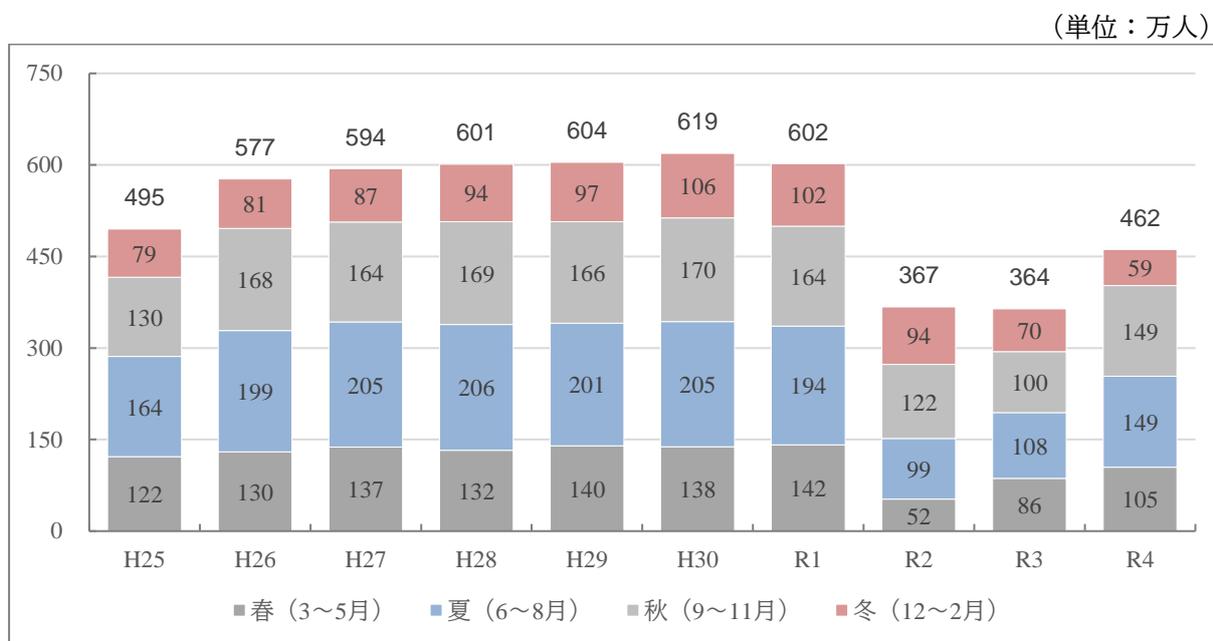


図 62 観光入込客数の推移

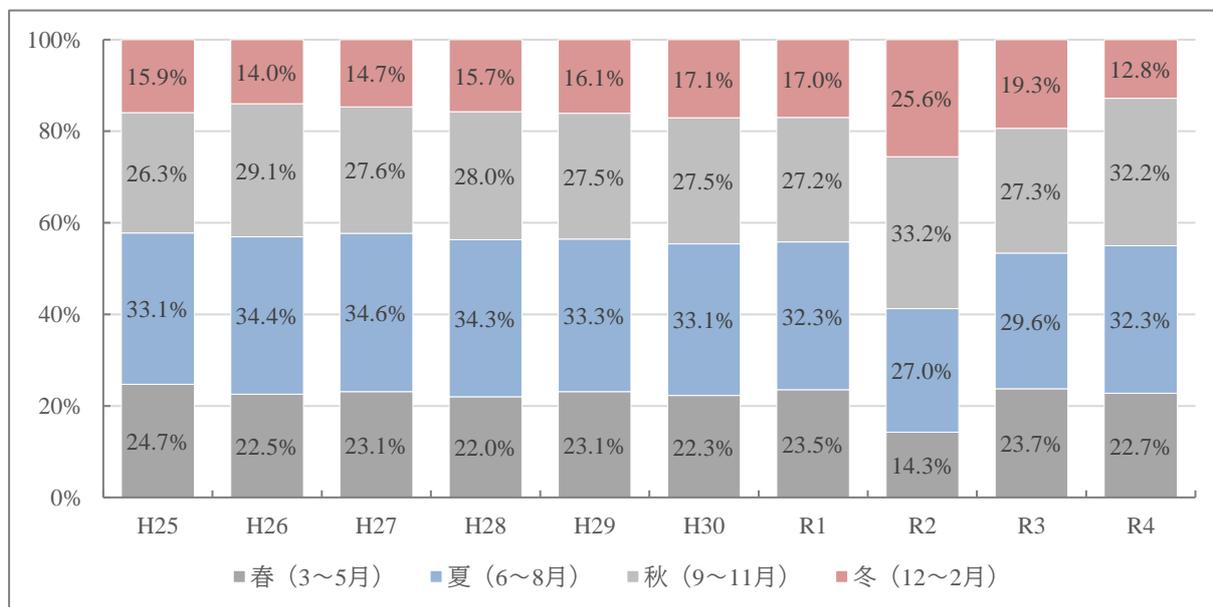


図 63 観光入込客数構成比の推移

※ 上図は「青森県観光入込客数統計」を基に作成

平成 22 年を基準とした観光入込客数の増減の推移について、夏（6～8 月）及び秋（9～11 月）においては、平成 26 年以降年間 40 万人程度の増加を示しています。

また、令和 2 年以降の新型コロナウイルスの影響により、夏（6～8 月）は 60 万人程度の減少を、春（3～5 月）及び秋（9～11 月）は 30 万人程度の減少を示しています。

冬（12～2 月）については、平成 27 年までは概ね横ばい傾向、これ以降は微増傾向であり、新型コロナウイルスの大きな影響も生じておらず、他の 3 区分と比較して安定した推移を示しています。

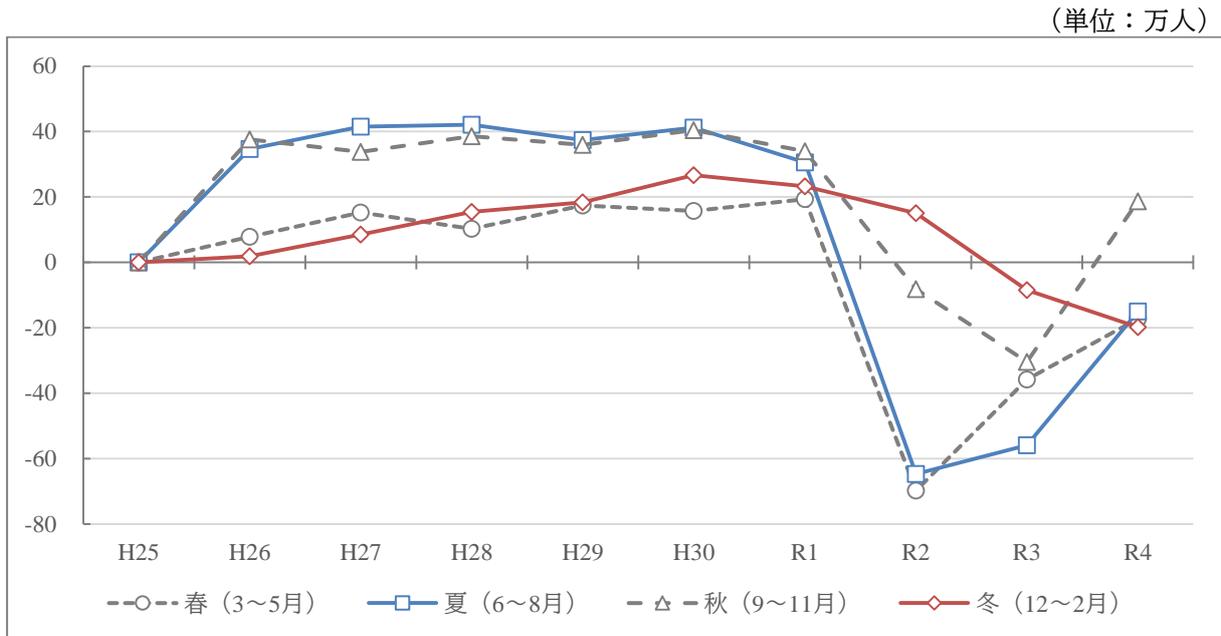


図 64 観光入込客数の増減の推移（平成 22 年基準）

※ 上図は「青森県観光入込客数統計」を基に作成

### 1.1.9 雪対策の現状と課題の整理

これまでの内容等を踏まえ、本市の雪対策における現状と課題について、以下の通り整理します。

#### (1) 車道除排雪

- ▶ 本市が実施する除排雪作業に従事する重機オペレーターの高齢化が進展しています。
- ▶ 本市総人口に占める生産年齢人口割合は、令和 2 年の 57.5%から、令和 32 年には 45.0%まで減少する見込みです。
- ▶ 本市除排雪経費については、年度間の増減があるものの、令和 4 年度における過去 10 年平均額は 36.8 億円となっており、平成 25 年度の 24.4 億円と比較して約 1.5 倍の増加となっています。

#### (2) 歩道除排雪

- ▶ 冬期歩行者空間確保除雪機貸与団体において、従事者の高齢化が進行しています。
- ▶ 積雪による歩道幅員の減少や路面の凍結による転倒事故の発生など、雪国特有の障害（バリア）が存在しています。

#### (3) 民地内除排雪

- ▶ 本市の高齢化率は増加傾向で推移し、令和 32 年には、本市人口の概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になる見込みです。
- ▶ 本市の要介護等認定者数は、高齢化の進展に伴い、今後も増加傾向が続く見込みです。
- ▶ 屋根の雪下ろし及び民地内除雪の状況について、大半が自分 1 人で実施しています。
- ▶ 除排雪作業中の事故による死傷者のうち、半数以上が屋根やはしご等からの転落事故、次いで 3 割程度が屋根雪等の落下による事故となっており、除排雪作業中の安全対策及び屋根雪処理に関する対策が急務です。
- ▶ 命綱やフルハーネス安全帯などの安全対策を行わずに雪下ろしを行う方が 82.5%となっています。

#### (4) 防災

- ▶ 過去 30 年間に於いて、1 シーズンの降雪量については大きな変化がないものの、比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化しています。
- ▶ 災害発生時においては徒歩による避難が原則とされていますが、積雪や降雪の影響により、徒歩移動に相当の時間を要する、または困難になることが想定されます。
- ▶ 積雪による道路交通障害により、救助活動や災害復旧活動、災害支援物資の輸送等に大きな支障をきたすことが想定されます。

#### (5) 利雪・親雪

- ▶ 本市に降る雪は、潤沢な水資源をもたらすほか、雪国ならではの気候風土が本市特有の文化を育む土台になっているなど、地域資源としてのプラス面を有しています。
- ▶ 本市における冬季観光入込客数は、令和 2 年以降の新型コロナウイルスに係る影響を大きくは受けておらず、更なる成長の余地があると評価できます。

## 1.2 雪対策の基本方向

本市の雪対策の現状と課題に関する分析結果を踏まえ、課題解決に向けた「雪対策の基本方向」として、以下の5つの戦略目標を設定します。

### (1) 冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保

地域や除排雪事業者等との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化を図るとともに、持続可能な除排雪体制の構築に向け、除排雪業務の効率化を図りながら市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。

### (2) 冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進

地域の自主的な雪処理を支援する流・融雪溝整備などにより、通学路をはじめとする安全・安心で快適な歩行者空間を確保し、冬期積雪期においても住みよい都市づくりを推進します。

### (3) 安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進

除排雪作業中の死傷事故を未然に防ぐための安全対策の徹底や、死傷事故の原因の大半を占める屋根雪処理に関する対策を推進します。

また、地域やボランティア団体等との連携により、高齢者や障がい者等にとっても負担が少ない持続可能な雪処理を推進します。

### (4) 冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保

豪雪時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携した全庁体制での対応の充実を図るとともに、冬期積雪期における災害発生時に備え、防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努めます。

また、道路除排雪作業が円滑に実施されるよう、関係団体との連携により作業進捗状況のばらつきを解消するための体制を構築します。

### (5) 地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成

先人たちにより育まれてきた雪国特有の文化・景観・経験などを、本市特有の地域資源として捉え、子どもから大人・高齢者まで、幅広い市民及び来街者が雪に親しみ、共生するライフスタイル（雪国文化）の醸成を図ります。

### 1.3 雪対策の基本理念

雪対策の基本方向である 5 つの戦略目標などを踏まえ、本計画における基本理念を以下の通り定めます。

## 共に助け合い 支え合う 雪と調和した快適都市の創造

本市では、私たち青森市民一人ひとりが、お互いに支えあいながら効率的な雪処理を行うことに努め、冬期積雪期において誰もが安全に安心して生活できる都市づくりを推進することを目的に、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を定めました。

この条例に基づき、地域の実情・特性に合わせた除排雪作業の推進や、冬期積雪期においても住みよい都市づくりを推進するとともに、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割を踏まえ、貴重な地域資源としての雪の有効活用や、豪雪・震災などの災害への対応をはじめとする総合的な雪対策を担っています。

「共に助け合い 支えあう 雪と調和した快適都市の創造」の基本理念のもと、地域・除排雪事業者・行政の各主体が連携し、効果的・効率的な除排雪作業を実施するとともに、市民が共に助け合い支え合う持続可能な雪対策を促進し、快適な雪国都市の創造を目指します。

< 章 目 次 >

2.1 方針策定の背景・目的 .....	56
2.2 方針の方向性 .....	56
2.2.1 雪処理支援の充実 .....	58
2.2.2 雪処理作業の安全対策の推進 .....	60

## 2.1 方針策定の背景・目的

本市では、毎年民地内における除排雪作業中の死傷事故が発生しており、この事故による死傷者のうち、半数以上が屋根やはしご等からの転落事故、次いで3割程度が屋根雪等の落下による事故となっています。

本市における除排雪作業中の死傷事故を未然に防ぐためには、屋根雪処理に関する対策が急務であるとともに、除排雪作業中の安全対策の周知徹底・普及啓発が必要不可欠です。

また、民地内の雪処理については、所有者等各個人において実施することが原則ですが、人口減少・少子高齢化の更なる進展により、除排雪作業の担い手不足や自力での作業実施が困難な世帯の増加等、民地内の雪処理に関する新たな課題の顕在化が危惧されます。

このような状況を踏まえ、地域や本市をはじめとする関係者の連携のもと、将来にわたって持続可能な民地内の雪処理支援体制を構築するとともに、冬期積雪期における安全・安心で快適な日常生活を実現することを目的として「地域安全克雪方針」を策定します。

## 2.2 方針の方向性

本市における民地内の雪処理に関する課題は、「雪処理の担い手不足」と「雪処理作業の安全対策」の2項目に分類することができます。

この2項目は、第1章で設定した5つの戦略目標のうち、「戦略目標3：安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進」と関連性が高いことから、本市地域安全克雪方針については、この戦略目標をより具体化するものと位置付けます。

また、課題解決に向けた方向性として、「雪処理支援の充実」及び「雪処理作業の安全対策の推進」の2項目を設定します。

次頁に、第1章において定めた基本理念・戦略目標と地域安全克雪方針との関係を整理した図を示します。

## 共に助け合い 支え合う 雪と調和した快適都市の創造

### ● 戦略目標(1) 冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保

地域や除排雪事業者等との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化を図るとともに、持続可能な除排雪体制の構築に向け、除排雪業務の効率化を図りながら市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施

### ● 戦略目標(2) 冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進

地域の自主的な雪処理を支援する流・融雪溝整備などにより、通学路をはじめとする安全・安心で快適な歩行者空間を確保し、冬期積雪期においても住みよい都市づくりを推進

### ● 戦略目標(3) 安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進

除排雪作業中の死傷事故を未然に防ぐための安全対策の徹底や、死傷事故の原因の大半を占める屋根雪処理に関する対策を推進

地域やボランティア団体等との連携により、高齢者や障がい者等にとっても負担が少ない持続可能な雪処理を推進

#### ● 地域安全克雪方針

(除排雪作業中の死傷事故の防止に向けた将来構想)

### ● 戦略目標(4) 冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保

豪雪時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携した全市体制での対応の充実を図るとともに、冬期積雪期における災害発生時に備え、防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努める

道路除排雪作業が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携により作業進捗状況のばらつきを解消するための体制を構築

### ● 戦略目標(5) 地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成

先人たちにより育まれてきた雪国特有の文化・景観・経験などを、本市特有の地域資源として捉え、子どもから大人・高齢者まで、幅広い市民及び来街者が雪に親しみ、共生するライフスタイル(雪国文化)の醸成を図る

図 65 基本理念・戦略目標と地域安全克雪方針との関係

## 2.2.1 雪処理支援の充実

### (1) 雪処理風土の形成

冬期積雪期において誰もが安全に安心して生活するためには、市民一人ひとりが互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努める必要があります。

今後進展する高齢化に伴い更なる担い手の減少が見込まれますが、民地内の雪処理については所有者等個人において実施する必要があることから、市民総ぐるみで効率的で秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、雪処理に関し互いに協力して助け合う風土の形成に努めます。



図 66 地域の雪処理の様子

### (2) 雪処理の担い手の確保及び育成

地域の協力による安全で快適な冬期歩行者空間の確保を目的とする「冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業」では、65歳以上の従事者が占める割合が高くなっており、今後も担い手不足が深刻化することが見込まれます。

その一方で、除雪ボランティアの登録者数は概ね増加傾向で推移しており、この登録者のうち2～3割程度は学生ボランティアが占めています。

そこで、雪処理に関する豊富な知識と経験を有する地域と、多くの人材を有する除雪ボランティアとの連携体制の構築により、雪処理の担い手の確保及び育成を推進します。

(3) 自力での雪処理が困難な世帯への支援

本市では、高齢者や障がい者をはじめとする自力での雪処理が困難な世帯に対し、青森市社会福祉協議会を主体とした多様なボランティアによる間口除雪や屋根の雪下ろし支援を実施していますが、これら支援制度の認知度が低い状況にあります。

その一方で、本市の高齢化率は増加傾向で推移しており、令和32年には本市人口の概ね2人に1人が65歳以上の高齢者になる見込みです。これに伴い、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯や要介護等認定者数も増加傾向で推移することが見込まれており、雪処理支援を必要とする世帯が増加することが想定されます。

そこで、これらの支援制度について幅広く周知を図り、積極的な活用を促すとともに、当該支援活動に従事する人材の確保及び育成を継続します。

## 2.2.2 雪処理作業の安全対策の推進

### (1) 安全対策に関する積極的な広報活動の実施

本市では、毎年除排雪作業中の死傷事故が発生しているものの、屋根の雪下ろし作業の際の命綱の装着をはじめとする安全対策への意識が低い状況です。

また、令和4年度に実施したアンケート調査では、自分一人で作業をする方が大半であり、安全対策の必要性は理解しているものの、何をすれば良いのか分からないといった意見もありました。

そこで、これまでの本市ホームページをはじめとする広報媒体による周知に加え、安全対策の必要性や具体的な実施方法等に関する学習機会の提供や、周りへの声掛けの重要性などこれらを分かり易く解説したリーフレット（安全対策テキスト）の作成・配布などにより、個人の作業である雪処理作業について、地域と協力する視点も踏まえて安全対策に関する意識向上を図ります。



The image shows a screenshot of the Aomori City homepage. At the top left is the Aomori City logo and name. Below it is a navigation bar with links: ホーム > くらしのガイド > 北国のまち・雪の情報 > 困ったときは・ご注意 > 屋根の雪下ろしなど除雪作業中の事故に注意！. Below the navigation bar is a social media sharing area with buttons for 'X ポスト' and 'いいね! 0', and a date '更新日: 2015年1月26日'. The main content area has a green header with the title '屋根の雪下ろしなど除雪作業中の事故に注意！'. Below this is a paragraph of text: '降雪による人的被害のほとんどが、屋根の雪下ろしなどの除雪作業による事故が原因です。特に、一人での屋根の雪下ろし作業は大変危険です。事故防止のための安全10箇条を心がけ、安全な作業を行いましょう。'. Below this is a section titled '雪下ろし安全10箇条' with a list of 10 items: (1)必ず2人以上で 屋根の雪下ろし作業は、家族、隣近所にも声をかけて2人以上で行いましょう。(2)足場の確認 低い屋根でも大怪我や死亡事故に繋がるため、油断は禁物です。常に足場が滑らないか注意しましょう。(3)まわりに雪を残して 万が一転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろししましょう。(4)無理はしない 疲れたときには必ず休憩しましょう。無理に作業を行わず自分の体調が変だと感じた場合は、すぐにやめましょう。(5)落雪注意 晴れの日は屋根の雪がゆるんでいるので危険です。屋根からの落雪、屋根からの転落に注意しましょう。(6)安全な装備 面倒でも命綱とヘルメットを必ず使いましょう。(7)はしごの固定を忘れずに はしごは足場を確保して、しっかりと固定しましょう。(8)こまめな手入れ 命綱や除雪機などは、こまめに手入れ・点検をしましょう。(9)エンジンを切ってから 除雪機の雪詰まりは、エンジンを切ってから取り除きましょう。(10)携帯電話を忘れずに 緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話を持っていきましょう。

図 67 雪下ろし安全 10 箇条（青森市ホームページ）

## (2) 雪に強い住宅の普及促進

本市における除排雪作業中の死傷者のうち、半数以上が屋根やはしごからの転落事故、次いで3割程度が屋根雪等の落下による事故となっており、雪処理作業の安全性確保のためには屋根雪処理に関する対策が不可欠です。

一方で、屋根雪処理の負担が少ない屋根雪融雪・無落雪屋根方式を採用した克雪住宅の本市における普及率は6割程度であり、非克雪住宅のうち、命綱固定アンカーを設置している住宅は数%にとどまっているなど、屋根雪処理における事故発生の危険性が高い状況にあります。

そこで、屋根雪処理施設の設置に対する支援を実施するなど克雪住宅の普及を図ることにより、屋根雪処理の負担低減を図るとともに、命綱固定アンカーの普及を図ることなどにより、屋根雪処理作業時の安全対策を推進します。



図 68 住宅（無落雪屋根への改修前）



図 69 住宅（無落雪屋根への改修後）

